
J A 洗馬の現況

《令和5事業年度》

この冊子は、J A 洗馬の令和5事業年度の経営の内容等を
広くお知らせ得うる資料です。

法律等に基づいて開示（利用者等への情報提供）すべき項
目のすべてを記載しております。

洗 馬 農 業 協 同 組 合

もくじ

はじめに	1
ごあいさつ	2
事業方針	3
令和5年度の業績	4
法令遵守の体制	9
個人情報保護方針	10
金融商品の勧誘方針	13
貸出運営についての考え方	13
社会的責任への取り組み	14
J Aバンク基本方針に基づく「J Aバンクシステム」	15
リスク管理体制	16
業務・事務の効率化への取り組み	20
農業振興活動	21
地域貢献情報	22
トピックス	23
事業のご案内	24
主な手数料	30
当組合の組織	33
地区及び店舗一覧	36
沿革・歩み	37
資料編	39

はじめに

日頃、皆さまには、格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A洗馬は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J Aに対するご理解を一層深めていただくために、農業協同組合法第54条の3に基づき、当 J Aの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「J A洗馬の現況」を作成いたしました。

皆さまが当 J Aの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年 6月

洗馬農業協同組合

ごあいさつ



代表理事組合長
北 沢 泉

令和6年6月

平素は農協事業に深いご理解と協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年一月元旦に発生した能登半島を震源とする大地震で多くの尊い人命と被害に遭われた皆様に、衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに一日でも早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

国内経済では34年ぶりとなる株価の最高値更新になっているが経済は悪化するばかり、またマイナス金利の解除にもかかわらず円安が続く、原材料高による物価高、ここに来てようやく大企業の賃上げが始まった。何とかこの波が国内消費に拍車をかけ物価高に耐えうる経済となれば、私達農業生産者も大きな分岐点になると思いますが、まだまだ解決しなければならない問題があります。食料自給率の向上や食料安全保障の確立を目的とした「食料、農業、農村基本法」も先般の国会で成立はしましたが、農業生産が今まで以上に持続可能となるよう、関係団体が連携して合理的な価格形成を実現することが求められており、今後農家に対してもJAの役割は一層高まっていくと思われます。

本年度の取り組みとして、旧本所跡地を宅地分譲地としての売却と、太陽光発電システムの取得、また塩尻市との災害協定を計画通り進めてまいりました。基幹をなす野菜の販売状況は、果樹の一部に凍霜害はあったものの野菜に関しては、比較的順調に推移をしましたが、春の豪雨、夏の早魃等により、数量が大きく減少してしまい、結果として数量減の単価高となり、販売実績では前年比109.1%の33.7億円となりました。組合員の皆様の努力と結集力に改めて感謝申し上げます。

結びに本年も農協運営に各分野でご協力をいただいた、多くの皆さんに感謝申し上げ、今後ともJAの本質と理念を貫き「地域になくてはならないJA」を念頭に置き、役職員一丸となり組合員の負託に応えるよう努力してまいりますので、一層のご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事業方針

農業・農業者・JAを巡る情勢は、農業者の高齢化、担い手不足による農業生産基盤の変化や、円安・株高の影響、物価上昇による農業者の経営圧迫等、経済情勢は依然として先行きが不透明な状況です。

長引くロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ問題、自然災害の激甚化により食料安全保障の確立を求める動きが本格化しており、「食料・農業・農村基本法」の見直しに対し、再生産に配慮した適正な農産物の価格形成と、国民理解の醸成、農業の持続的発展など、基本法の見直しは農業の転換点となるチャンスと捉えています。

3ヵ年計画の最終年となる令和6年度は引き続き「持続可能な長野県農業の実現」「食と農を基軸とした協同組合の役割発揮」の着実な実現・実行に向け、改正監督指針を踏まえた自己改革実践サイクルや早期警戒制度への対応等をより一層進めていきます。

営農・販売事業は、生産量の維持に向けた取り組みとして労働力の確保、自然災害に強い産地づくりを目指します。生産コスト上昇分の価格転嫁実現に向け、卸売会社・全農等と連携し、契約取引の内容精査、価格見直しを積極的にすすめ、青果物輸送規制に対応した体制づくりを行います。

生産購買事業は、生産資材が高止まり傾向にあるなか、低コスト・省力資材の提案や、出荷資材の統一化による価格抑制の取り組み等、コスト低減に向けた提案をすすめます。

生活購買事業では、燃油高騰等生活に与える影響はありますが、組合員、利用者のライフラインを守る事業展開を目指します。接客サービスの向上、販売、整備、保安等の充実に努め、組合員の要望に応えられるよう努めていきます。

福祉事業では、「その人がその人らしく地域で安心して生活を送れるように」をモットーに、引き続き様々な感染症対策に細心の注意を払いながらクレアセバの利用を進めてまいります。また、居宅介護支援事業所も様々な介護相談に応じ、地域の皆様から信頼される事業所を目指します。

信用事業では、JAバンク基本方針等の枠組みに沿った内部管理態勢の構築をし、経営の継続性確保に向けた健全性確保、ガバナンス向上、内部統制強化に努めます。また、地域・暮らしを支える金融機関として、農業を基盤とする金融機関としての存在意義を発揮します。

共済事業は、全契約者・組合員に“寄り添う”活動を中心とした推進活動の展開により組合員・利用者への万全な保障提供を図ります。組合員・利用者本位の業務運営に向けた風土づくりを行い、契約者へサービスを届けるとともに業務の効率化を行います。

以上、役職員一丸となって洗馬の農業と組合員の皆様の暮らしを守るべく、各事業の実践に取り組んでまいります。組合員の皆様の一層のご利用とご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

業 績

（１）事業の概況

農家の減少・高齢化の進行により今後は作付けされない農地が増え、生産基盤の弱体化が懸念されます。また生産資材価格が高止まりしており、農業経営に大きく影響を及ぼす一方で、生産コストの価格転嫁はなかなか進んでいない状況であり、生産現場は厳しい状況が続いています。新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の制限は緩和されていますが、国産農産物の消費は影響を受ける前の水準にまで回復していない状況下において、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和のとれた農業への転換、人口減少下における生産水準の維持発展と地域コミュニティの維持などの確立を目的とした「食料・農業・農村基本法」の改正が進められています。

令和５年度も４月の凍霜害により梨において被害が発生した為、農業経営特別積立金より支援を行わせていただきました。また、肥料価格高騰対策事業には206戸の農家の皆様から申請をいただき、助成を行うことができました。

７月中旬以降の高温少雨等により果菜類を中心に価格が高騰した為、令和５年度の生産物販売実績は前年比109.1%の33.7億円となりました。

３ヵ年計画達成に向け、地域になくてはならないＪＡであり続けるため「自己改革の実践と持続可能な経営基盤の確立・強化」とともに、組合員との対話を通じ総合事業を基本とした経営に取り組みます。

主な事業概況は以下の通りです。

【生産販売事業】

２月、３月と好天が続く例年より早めの定植はじめとなり、出荷も平年より一週間程早まるスタートとなりました。４月の低温とその後の雨によりレタス等に斑点細菌病の発生が見られ、次年度以降の課題となりました。７月下旬以降平年を上回る気温と少雨により、パセリでは短茎により収量が上がらない状態が続く、ピーマンにおいては尻腐れ・日焼け果などの発生が見られましたが、果菜類を中心に高単価による好調な販売ができました。「気象変動に左右されない生産技術と産地づくり」が求められています。また、ぶどうを中心に果樹においては昨年に引き続き２億円を超える販売実績を達成することができました。

【生産購買】

農業資材全般的に原料やエネルギー価格の上昇により価格が高止まりした状況が続いていますが、ＪＡ洗馬独自肥料の販売と予約購買を中心にした供給に努めてまいりました。ＪＡ洗馬生産販売ビジョン等を活用しながら良い品をより安く農家の皆様に供給できるよう取り組みました。

【生活購買】

ガソリンをはじめ各種燃油代が高止まりした状況が続いています。８月と２月に夏・冬の生活応援キャンペーンとしてガソリン・軽油の値引きを行いました。また、１２月には冬のあったかキャンペーンを実施し、灯油の値引きを行い地域住民の皆様の生活応援をさせていただきました。

【信用】

令和５年度は、新型コロナウイルス感染症対策として中止しておりましたが、年金相談会及び年金友の会研修旅行を４年ぶりに再開することができました。ご参加いただいた皆様には改めて御礼申し上げます。事業状況としては、毎年ご好評いただいている懸賞品付定期貯金「Slow風土」をはじめ、皆様からのご協力で貯金残高は194.3億円の前年比101.4%となりました。運用につきましては信連預金としており、預金

残高180.5億円の前年比102.3%となっております。貸出金につきましては住宅ローン新規実行額が1.4億円と好調でしたが、順調に償還等が進んでいることもあり、貸出金残高28.9億円の前年比97.5%となりました。

【共済】

全契約者・組合員に“寄り添う”活動を中心とした保障提供を行ってまいりました。本年度の実績につきましては、推進総合ポイント目標1,210,000ポイントに対し、972,253ポイントの実績、達成率80.3%となりました。長期共済新契約高は18.0億円で満期等支払いにより、期末保有高は389.3億円となり、前年比95.2%となっております。共済金のお支払いは年金を含む満期共済金等お支払いが5.3億円、不幸にして事故に遭われたことによる共済金のお支払いは1.9億円となりました。

（２） 対処すべき重要な課題

次世代につなげる農業・組織・経営基盤の確立に向け将来を見据えて課題に取り組みながら、組合員・地域にとって信頼されるＪＡ、なくてはならないＪＡであり続けるために、経営シミュレーションの検証によるＰ（計画）Ｄ（実行）Ｃ（評価）Ａ（改善）サイクルを実践し、以下の重要な課題に取り組み「農業所得増大と経営基盤の確立」を目指します。

- ① 農家所得向上に向けた再生産価格を意識した販売
- ② 農業労働力確保や支援による農業生産の維持・拡大
- ③ 正・准組合員の皆様に当ＪＡに対する一層の理解向上に向けた対話活動
- ④ 組合施設の効率的な集約
- ⑤ 対話活動に基づく農業の担い手育成と農業の応援団の拡大
- ⑥ 直売所の健全経営と地域住民の皆様による利用促進の研究

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

（３） その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

当組合では、法令等遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために「内部統制基本方針」を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

◇ 内部統制基本方針

当組合は、組合員および利用者等からの信頼を得るために、「コンプライアンス（法令等遵守）の確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築し運用します。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。

- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ホットライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

【運用状況について】

組合の基本理念の実践として、コンプライアンス基本方針、役職員の行動規範を定め、定期的を開催するコンプライアンス研修会等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。業務分掌等により、各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしています。また、自主（自店）検査、内部監査の実施、ホットライン（内部通報制度）の設置・運営により不法行為の未然防止や早期発見に努めています。更に監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

【運用状況について】

情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

【運用状況について】

リスク管理方針（リスク管理体制）の策定や固有リスクの評価を通じて組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに、理事会等で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

【運用状況について】

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。また、人事労務基本

方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

【運用状況について】

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

【運用状況について】

子会社管理規程を制定し、経営計画および経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 計算書類（財務諸表）の適正性、計算書類（財務諸表）作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

【運用状況について】

経理規程を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積もりを行うように努めており、適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。また、法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努めています。

(4) 協同活動の成果

令和5年度においては、生産資材価格の高止まりが農業経営に大きな影響を及ぼす一方、生産コストの価格への転嫁は進まず、また自然災害の激甚化・頻発化などにより、生産現場は厳しい状況が続いています。

生産資材価格高騰をめぐる情勢については、肥料価格は低下して推移しているものの、高止まりしている状況であり、農薬や農業用ビニール、ダンボール等についても上昇して推移しています。そんな中、国の肥料価格高騰対策事業として206件22,248,710円の助成をすることが出来ました。

また、中信地区JAの営農・経済事業の成長・効率化の研究を行い、JA間、JA・連合会間の事業連携による経営基盤の確立・強化に資することを目的として中信の5JAとJA諏訪、JA長野中央会、JA全農長野の8団体を以ってJA中信地区営農・経済事業あり方研究委員会を発足させて営農・経済の各事業について、現状の課題を抽出し、事業連携による課題の改善に向けた対応策の研究を行いました。

農水省は、ブロッコリーを指定野菜に追加し、価格安定対策事業の対象とする旨を公表しました。ブロッコリーはこれまで特定野菜として野菜価格安定事業の補助対象となっていました。指定野菜となることで補償基準額・補填率の上昇、国の拠出割合の増加により、指定産地の生産者の負担が軽減されます。

こうしたなか、食料安全保障の強化をはかるため、食料・農業・農村基本法の改正やその関連法・施策の具体化に向けた検討を進めており、農政は今までにない大きな転換期を迎えています。

そして、現行の3ヵ年計画の最終年度を迎えるにあたり、「持続可能な長野県農業の実現」「農業の・農村の復興に向けた農業政策の確立やJA・農業に対する理解促進」の取り組みを加速し、3ヵ年の取り組みの総仕上げを行っていきます。

農政活動

(主な活動内容・事項)

- 3月28日 インボイス検討会
- 4月19日 営農農政担当部課長会議
- 4月27日 農政担当部長会議
- 6月20日 インボイス検討会
- 7月18日 農政林務委員長へ陳情
- 7月19日 営農農政担当常勤・部長会議
- 11月13日 基本農政確立全国大会
- 11月14日 営農農政担当部課長会議

- 1月中 食肉処理施設の返還延期の署名活動
- 随時 経済事業あり方研究会

法令遵守の体制

◇ 基本方針

J Aは、農業者の相互扶助と各種事業活動を通じ、地域経済・社会の発展に寄与するという社会的責任を負っている。

わがJ A洗馬は昭和23年発足以来営々と築き上げた先輩先駆者の方々の熱意と協同組合の理念に満ちた活動により、今日の存在があると信ずる。このような組織体として、近代社会に機敏に反応し、さらに健全な発展を期し、全役職員が社会的規範や論理・法令の遵守に積極的に取り組むことは、経営の最重要課題の一つである。この為にはJ A綱領の精神を踏まえつつ下記事項を基本とする。

わたしたちは、

- 一、 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 一、 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 一、 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 一、 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 一、 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

◇ コンプライアンス基本方針

- 当組合は、J Aの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めるとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

個人情報保護方針

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

◇ 洗馬農業協同組合個人情報保護方針

洗馬農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ 洗馬農業協同組合情報セキュリティ基本方針

洗馬農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農

林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 個人情報保護法等に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、J A洗馬のホームページ
(<https://www.ja-seba.iijan.or.jp>) をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

組合員をはじめ、地域住民の皆さまの生活資金や、農業経営に必要な資金の融資を行っております。生活資金では住宅新築やリフォーム、自動車購入・教育資金など、地域の暮らし向上に努めております。農業資金では、農機具や運搬車両、農業施設などの取得資金のほか、天候不順による生産低下や、低価格販売に対する低利な経営安定資金もご用意しております。また、（株）日本政策金融公庫等の制度資金の取扱いにより様々なニーズにも対応しております。

このように当JAの主幹事業であります農業生産性の向上に寄与するとともに、地域経済の安定と発展に貢献してまいります。

社会的責任への取り組み

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

洗馬農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

1 当組合は、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等の防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等の防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

3 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

4 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 環境問題への取り組み状況

農業経営は環境問題を避けて通れません。減農薬・優良有機質の施用による減化学肥料栽培・廃プラスチックの適正処理・生分解マルチの普及・コンテナによる出荷・ノンステーブルダンボールによる出荷等により、安全安心及び環境に配慮した農産物の生産に取り組んでおります。又、デマンドコントローラーの導入により温室効果ガス排出量を相殺（オフセット）しております。

◇ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）

コンピューターシステムが不慮の災害や事故、あるいは障害等により重大な損害を被り業務の遂行が困難になった場合に、社会経済に多大な影響をもたらす恐れがあります。当組合はその重大性を認識し経営の重要課題として信頼性の確保、利用者の保護の視点でコンティンジェンシープランを樹立し、万全に取り組んでおります。

◇ 振り込め詐欺対応

振り込め詐欺に対する注意喚起、チラシの配布、ポスターの掲示などを行っています。

ＪＡバンク基本方針に基づく「ＪＡバンクシステム」

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に計り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2023年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2023年3月末現在で4,708億円となっています。

リスク管理体制

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

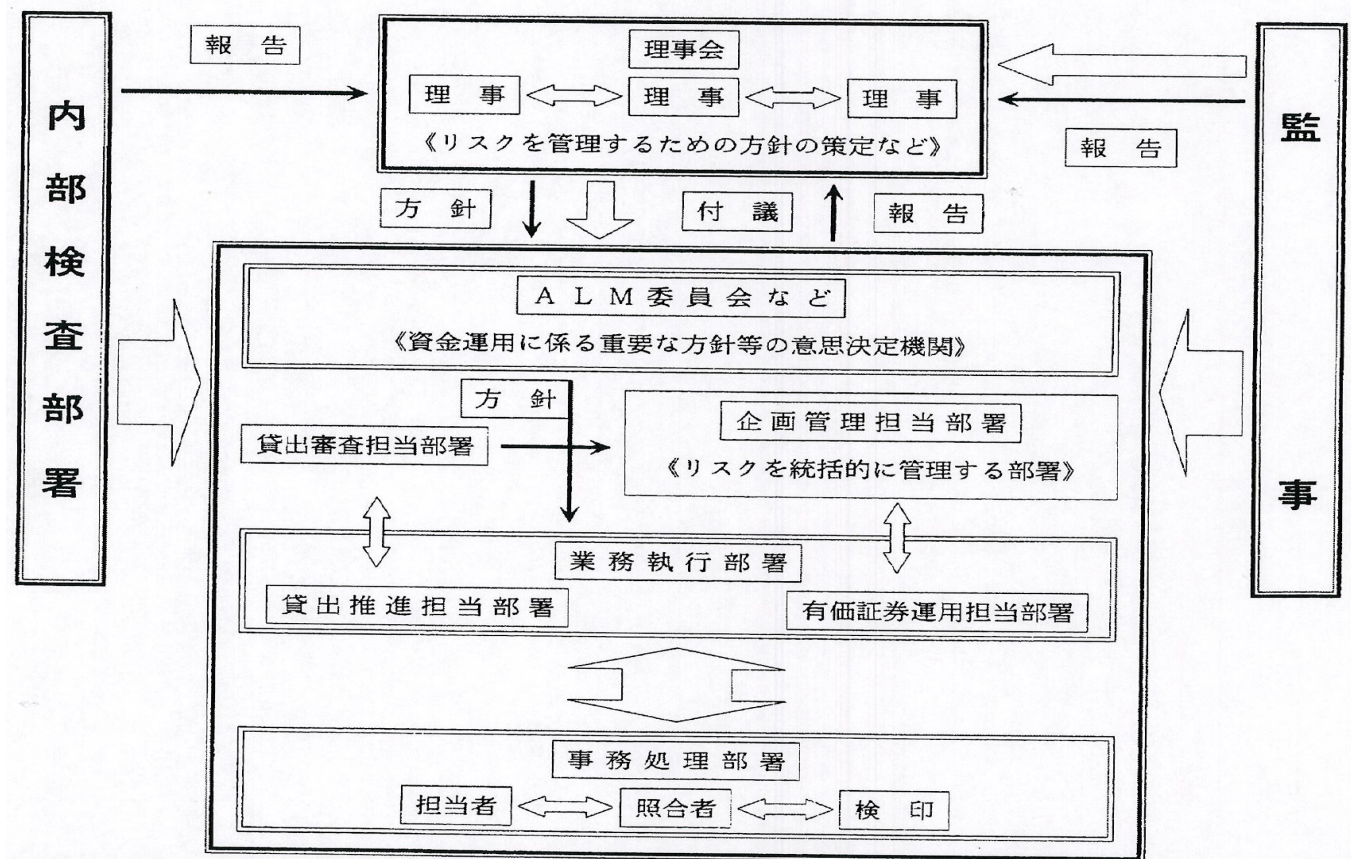
この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

〔リスク管理体制図〕



② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（電話：０２６３－５２－０１０８ 月～金 午前９時～午後５時）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１），第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８），第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２５５）

- ① の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：０３－６８３７－１３５９）にお申し出ください。なお、東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会，各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：０３－５３６８－５７５７）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化をはかる」ことを、地域金融機関としての存在意義、および社会的責務と認識しています。

今般の「中小企業等金融円滑化法」の施行にともない、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入のお客様からのご相談に対し、適切な業務遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡ洗馬（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等）と緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さま同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 （金融円滑化管理に関する体制について記載）
当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

事務の効率化は、事業コストの削減上重要な部分です。当組合では信連をはじめ中央会や長野県協同電算と協議を重ね、事業・事務の効率化に取り組んでおります。

◇ 為替イメージOCRシステム

受け付けた振込依頼書を、スキャナで信連に送信し、信連が処理することにより、正確で効率的な振込手続きが可能となっております。

◇ 手形集中決済

長野県信連に代理交換を委託し、当 J A が支払い場所になって手形資金決済を行っております。

◇ 印鑑照合システム

通帳副印鑑を廃止し、印影を画像により照合することで、犯罪防止と窓口業務の効率化を図っております。

◇ ローン事務サポートセンターシステム

各種ローンの融資審査・照会に県統一のシステムを利用し審査の迅速化や厳格化を目指しています。

農業振興活動

○農業関係の持続的な取組み

農業者の所得増大に向けて、主力品目の契約取引の充実や、買取販売の強化、わたしたちの肥料の取扱量維持によるコスト低減等に取り組んできました。

農業振興ビジョンに基づく、資材価格高騰対策として、段ボール、マルチ代等助成により生産者を支援しました。

○地域密着型金融への取組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

農業機械や設備、運転資金までの農業者の様々な資金ニーズに応えるため、生活課との連携を図り、相談体制を整備してまいりました。

新規就農者に対しては、営農部門等と連携を図り、計画の策定および、資金の支援を行っております。

経営の安定化を図ろうとする農業者さんへの相談対応では、経営改善に向けた支援を行っております。

○安全・安心な農産物づくりへの取組み

栽培管理システムによる使用農薬の管理を徹底する他、栽培管理日誌の記帳、防除指導などの農薬安全使用講習会を開催するとともにトレーサビリティ対応による出荷先の追跡管理を行いました。

○食育の取組み

子供たちが食・環境と農業への理解を深めるきっかけを目的とした補助教材本「ちゃぐりん8月号」を寄贈しました。

地産地消の取組みとして、地元洗馬小学校とのレタス栽培体験学習を通じ、地域の基幹産業である農業を知ってもらう活動へ取り組んだほか、JA生産物直売所では、学校給食へ地元食材の提供を行ってきました。

地域貢献情報

○全般に関する事項

「当組合は、塩尻市洗馬地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

○地域からの資金調達の状況

組合員の農産物代金、年金の受け取り、給与の振込み、地域業者からの資金などにより今年度末において貯金残高は194億3千万円余となっております。当組合では、県下統一商品のほか、年末年始の福だるま貯金、店頭金利に上乗せキャンペーン貯金等のオリジナル商品を開発し、お預かりする資金について、金利面や特典によって皆さまにご満足いただけるよう心がけております。

○地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、今年度末において28億9千万円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給14億2千万円、地方公共団体等14億2千万円、その他5千万円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や塩尻市から利子補給をいただく農業振興資金、農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響拡大による単価低迷や、長雨による病気や生育不足等に遭われた農業者に対しては、低金利で迅速な資金繰り支援にて対応いたしました。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、農協独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

○文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行なっております。

また、年金受給者を対象に「年金友の会」を組織し、研修旅行など、地域の皆さまの繋がりに役立てるような活動を行なっております。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止から中止しておりました年金旅行ですが4年ぶりに再会し「『どうする家康』岡崎大河ドラマ館久能山東照宮とやいづ黒潮温泉の旅2日間」を実施しております。

地域の皆さまの健康管理・福祉活動として集団保養の実施や、助け合い組織、「ポケットの会」による家事支援や配食サービス・ミニデイサービスなどを通じ、高齢者への支援福祉活動を展開しております。小規模多機能型居宅介護施設「クレアせば」も利用者・ご家族の皆さまに大変喜ばれております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、さら組織の充実を図ることにより、一層の地域貢献ができるよう努力いたします。

事業活動のトピックス

令和5年度

3月	7日 役員報酬審議会 10日 農産物加工部総会 22日 理事会・監事会 23～25日 会計監査人による監査 27日 J A洗馬女性部総会 30日 コンプライアンス委員会 31日 支部長会	4月	6～8日 会計監査人による監査 10～11日 監事監査・監事会 12日 担当理事・専門委員会合同会議 17日 クレアセバ運営推進会議 19日 荷造り講習会 (レタス・サニー・Gリーフ) 26日 監事会・理事会	5月	9日 荷造り講習会 (パセリ) 11日 農業者年金協議会総会 (書面) 25日 第75回通常総会・理事会 26日 理事会 29日 監事会・理事会
6月	5～9日 秋作講習会 19日 クレアセバ運営推進会議 クレアセバ避難訓練 26日 理事会 29日 監事会・監事監査	7月	3日 荷造り講習会 (ピーマン) 7日 荷造り講習会 (スイートコーン) 14日 クレアセバ避難訓練 25～28日 会計監査人による監査 28日 SDGs役職員研修会 監事会・理事会	8月	8日 荷造り講習会 (レタス・サニー・Gリーフ) 18日 秋作パセリ目揃い会 本所防災訓練 21日 クレアセバ運営推進会議 31日 上半期決算棚卸・ 監事会・理事会
9月	26日 コンプライアンス委員会 理事会 28～29日 監事監査 29日 監事会	10月	12～17日 県常例検査 13日 クレアセバ運営推進会議 21日 年金相談会 24日 理事会 28日 第51回農協祭	11月	6日 ヘルススクリーニング 10日 J A3ヵ年計画実践交流集会 14～17日 会計監査人による監査 15～16日 年金友の会研修旅行 21日 野菜販売反省会 24日 理事会 24. 29日 コンプライアンス役職員研修
12月	18日 クレアセバ運営推進会議 20日 令和5年度野菜生産技術反省会 及び令和6年度生産方針検討会 農産物安全・安心確保対策実行委員会 22日 理事会 25日 支部長会 年末調整講習会 26日 監事監査・監事会	1月	4日 初貯金 11日 令和6年度園芸専門委員会 18～22日 野菜栽培講習会 24日 監事会・理事会 25日 J A洗馬青年部総会	2月	6日 集落懇談会 7～9日 税務相談会 13～16日 会計監査人による監査 15日 農産加工部会総会 19日 クレアセバ運営推進会議 21日 直売部会総会 29日 決算棚卸・監事監査・理事会 会計監査人による監査

常任委員会

3/2 4/12.25 5/23 6/20 7/11 8/1.20 9/5 10/3 11/7

パセリ部会役員会

3/10 4/18 5/30 7/25 9/12 11/27

事業のご案内

□信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、J Aバンクとして大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの預金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座など各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

また、公共料金、都道府県税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貯金商品一覧表

主な貯金

貯 金 の 種 類		特 色	期 間	預け入れ金額
総合口座	普通貯金	・普通貯金と定期貯金との組合せ口座	期間の制限はありません。	1円以上
	期日指定定期貯金	・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。ご用立ての際の利率は、お預け入れ定期貯金の利率に0.5%を加えた利率となります。（定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。）	最長3年	1円以上
	大口定期貯金		1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上
	スーパー定期 変動金利定期貯金		1ヶ月以上10年以内	1円以上
定期貯金	2・3年			1円以上
	期日指定定期貯金	・自由金利で1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。	最長3年	1円以上300万円未満
	大口定期貯金 スーパー定期	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定され、高利回りで運用できます。 ・満期前利息分割受取型も選択できます。	1ヵ月以上10年以内 (6、8、9年は不可)	1,000万円以上
積立型貯金	変動金利定期貯金	・金利は市場情勢を参考にして自由に決定されますが、6ヶ月ごとに金利がその時点の金利動向により変更されます。	2・3年	1円以上
	定期積金	・毎月一定額のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。金利は自由金利です。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	積立式定期貯金 (エンドレス型)	・毎月のお積立ては、期日指定定期貯金で有利に増やします。積立期間は自由でいざという時には一部のお支払機能もあります。	自由	1円以上
財形貯金	積立定期貯金 (満期型)	・毎月のお積立てで、生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヵ月以上10年以下 (据置期間を含む)	1円以上
	一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引によるお積立となります。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	・退職後の生活に備えて資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、住宅財形と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形貯金	財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上

当座貯金	安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
普通貯金	・おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1円以上
決済用貯金	・機能は普通貯金と全く同様ですが、無利息貯金です。貯金保険制度により全額保護されます。		
貯蓄貯金	・1円以上10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利をおこないます。金利は自由に決定されます。	期間の制限はありません。	1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
納税準備貯金	・税金の納付に備えるための貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
譲渡性貯金（NCD）	大口の資金を高利回りで適用できます。また、満期日前に譲渡できます。	定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年	1,000万円以上
		期日指定方式 2週間以上5年以内	

●貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、（株）日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

■融資商品一覧表

(1) 住宅関連ローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
住宅ローン	固定金利型	住宅の新築・増改築資金や土地・建売住宅・マンション・中古住宅の購入資金などにご利用いただけます。	1億円以内	40年以内	元利均等返済 元金均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：土地・建物 保証人：原則不要(必要な場合があります。) 保証：農業信用基金協会保証をご利用いただけます。
	変動金利型	適用利率は一定基準にしたがって自動的に変更されます。				
	固定変動選択型	金利情勢に応じて、一定期間（3・5・10・15・20年）固定金利期間を選択してご利用いただけます。（期間経過後、再選択可）				
リフォームローン	固定金利型	住宅の増改築・修理・内外装・造園・門・塀・介護設備などの建築資金にご利用いただけます。	1,500万円以内	20年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：不要です。 保証人：原則不要(必要な場合があります。) 保証：農業信用基金協会保証等をご利用いただけます。
	変動金利型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的に変更されます。				

(2) その他のローン

ローンの種類		お 使 い み ち	ご 融 資 金 額	返 済 期 間	返 済 方 法	担保・保証人
フ リ ー ロ ー ン	固 定 金 利 型	お使いみちは自由です。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	500万円以内	10年以内	元利均等返済 (ボーナス時の増額返済も可)	担保：不要です。 保証人：原則不要 保証：(株)オリエント コーポレーション保証 等をご利用いただけま す。
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準に従って自動的に変 更されます。				
教 育 ロ ー ン	固 定 金 利 型	入学金・授業料・学費およびアパート家賃 等の教育に関する資金にご利用いただけま す。	1,000万円以内	16年10ヶ月 以内 (据置期間 含む。)		担保：不要です。 保証人：原則不要(必要 な場合があります。)
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的 に変更されます。				保証：農業信用基金協 会保証等をご利用いた だけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	固 定 金 利 型	自動車・バイク購入の他、車検・ガレー ジ・免許証の取得等にもご利用いただけま す。	1,000万円以内	15年以内		
	変 動 金 利 型	適用利率は、一定基準にしたがって自動的 に変更されます。				
賃 貸 住 宅 ロ ー ン		賃貸住宅の建設および増改築に要する資金 にご利用いただけます。	4億円以内	30年以内	元利均等返済 元金均等返済	担保：土地・建物 保証人：原則不要(必要 な場合があります。)
事 業 ロ ー ン		組合員が経営する農外事業の安定と拡充に 必要な資金にご利用いただけます。	運転資金 500万円以内	5年以内		保証：農業信用基金協 会保証をご利用いた だけます。
			設備資金 3,000万円以内	20年以内		
			再生可能エネルギー型 全農提携型 5,000万円以内	15年以内		
カ ー ド ロ ー ン		生活に必要な資金にご利用いただけます。 (負債整理資金・事業資金は除きます。)	500万円以内	1年自動更新	約定返済 返済用貯金口座か らの自動引落	担保：不要です。 保証人：原則不要 保証：農業信用基金協 会保証等をご利用いた だけます。

●為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

●国債窓口販売業務

国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取扱いをしています。

●投資信託窓口販売業務

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

●サービス・その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	J A のキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・漁協・都銀・信託銀行・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・郵便局・セブン銀行・イーネット・ローソンのCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会ができます。また、全国のJA・信連・農林中金およびセブン銀行・イーネット・ローソン・郵便局では現金のお預入れができ、県内のJA・信連ではカードによる登録先への為替振込もできます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等の各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、NHK放送受信料、電話料のほか、税金、高校授業料、水道料など、普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド (J A カ ー ド)	お買物、ご旅行、お食事など、お客様のサインひとつでご利用いただけます。またお金が必要なときはキャッシングサービスもうけられる便利なカードです。また、ICキャッシュカード機能やロードアシスタントサービスを付加したカードのお取扱もしております。その他、海外旅行傷害保険サービスやショッピングパートナー保険サービスなど、補償サービスも自動付帯されております。
ア ン サ ー サ ー ビ ス	お客様が現在お使いのOA機器（パソコン・ファクシミリ・ブッシュホン）とJAグループのコンピューターとを通信回線（電話回線）で結ぶことにより「資金の移動」や「お引取り内容についての照会」をオフィス・ご自宅に居ながらにしてスピーディーに行えます。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客様からのお支払いの振込データを磁気媒体で送っていただくことにより、自動的にお振込いたします。
定 期 振 込 サ ー ビ ス	定期的に同一のお振り込みをお客様が行う場合、振込先の登録を行い振込票の作成を致します。お客様は金額欄を記入するだけで、その他の記入が不要になり大変便利です。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月ご指定の日にお客様のご指定口座から、ご指定の金額を自動的に送金いたします。1回の手続きで、毎月確実に送金できます。
デ ビ ッ ト カ ー ド	JAキャッシュカードでご自分の貯金残高の範囲内でお買い物ができます。現金を引き出す手間が省けスピード決済されますので、使いすぎの心配がなく安心です。
J A ネ ッ ト バ ン ク	インターネットに接続されているパソコン・携帯電話から、残高照会や振込、、振替等の各種サービスが24時間いつでもどこでも（原則）お気軽にご利用いただけます。個人・法人のお取り扱いが可能です。

□ 共済事業

組合員はじめ地域の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、毎日の暮らしをバックアップしています。

● 終身共済

一生涯にわたっての保障を備えられる共済です。

● 養老生命共済

一定期間の保証と、満期時に被共済者が生存しているときは、満期共済金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の二つの機能を兼ね備えた共済です。

● こども共済

お子様の入学時の準備資金又は進学時の学資金の造成を目的とした共済です。契約者が万一の時でも掛金払込免除と入学祝金または学資金と満期共済金は通常どおり受け取ることができます。また、養育年金特則付契約の場合は、養育年金を受け取ることができます。

● 定期生命共済

一定期間の保障を目的とした掛け捨てタイプの共済です。

● がん共済

悪性新生物または脳腫瘍にかかった場合の入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。

● 医療共済

入院・手術・放射線治療などを保障する共済です。基本タイプの他に、がんの保障・三大疾病の保障の充実をはかることもできます。他に引受緩和型の医療共済もあります。

● 予定利率変動型年金共済

将来の公的年金の補完、豊かなセカンドライフを過ごすための個人年金共済です。

● 介護共済

公的介護保険制度に連動した保障で、生涯にわたって介護の不安に備えるための共済です。

● 認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。

● 生活障害共済

病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に備えるための共済です。

● 特定重度疾病共済

「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」「糖尿病・肝硬変・慢性腎不全・慢性すい炎」に罹患・診断され、所定の状態に該当した場合に一時金で保障する共済です。

● 建物および家財共済

火災等や自然災害による家屋や家財等の損害を保障しながら満期金額の貯蓄を行える共済です。

● 短期共済

自動車、自賠責、火災、傷害などの日常的な万一に備え、安心して生活できるための共済です。

□経済事業

生産販売、生産購買を主力に組合員の J A 結集により、農業振興や生産基盤の強化を主眼に事業展開をしております。

食の安全・安心の取り組みは絶対的必須事項と確認し、より一層安全・安心な農産物供給に努め、信頼される産地化の定着を進めています。関係機関よりご指導をいただき、生産者、生産団体、J A グループ一丸となって取り組んでおります。

●生産販売

野菜の生産販売を基軸に事業を展開しています。気象変動は作柄不安定を深刻化し、消費動向の変化により価格への影響が生産農家の経営と生産意欲に、大きく影響を与えております。また、中核的農家における担い手の高齢化により生産基盤が弱体化しております。これらへの対応として農地の保全管理、遊休農地対策を進め、担い手の育成をはかるとともに農家経済の安定化に努めております。

●生産購買

3 ヶ年計画に基づいた具体的実施強化を自己改革の更なる推進と求められる中、予約購買を中心とした仕入、供給を主体に生産振興と併行した各種大口対策、支援対策を図りながら、関係機関との連携による「オンリーワンの自己改革の実現」と「農家所得の向上」を目標に事業に取り組んでおります。

●生活関連

燃料、自動車、直売所、組織購買事業などを通じて、ご愛顧されるよう利便性の追求とサービス向上に向けた事業を展開しております。女性部の活動や直売グループ、加工部会等により、女性の事業参画が図られております。

□介護保険事業

通いのサービスを中心として利用者の状態や希望に応じて、随時泊まりや訪問のサービスを柔軟に組み合わせて、在宅生活が継続できるよう年中無休で支援します。

- 介護が必要になっても、住み慣れた家や地域で家族や親しい人々と共に家庭的な雰囲気の中で生活ができよう支援します。

- 在宅で過ごされており、要介護 1 ～ 5 の認定を受けている方が対象となります。

- 登録者定員 29 名 通いサービスを提供する定員 18 名 宿泊サービスを提供する定員 6 名

主な手数料

1. 貯金関連手数料

* 令和6年6月1日現在で作成してあります。

(1) A T M利用手数料 (1回につき)

* 各手数料には消費税を含んでおります。

キャッシュカードの種類		利用 時 間 帯			手 数 料
J A	当 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
カ	県 内 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
ド	全 国 J A カ ー ド	平 日	出 金	8：45～19：00	無 料
			入 金	8：45～19：00	無 料
		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	無 料
			入 金	9：00～19：00	無 料
漁 協 カ ー ド		平 日	出 金	8：45～18：00	110円
				18：00～19：0	220円
他 行 カ ー ド		土 日 祝 日	出 金	9：00～19：00	220円

(2) キャッシングサービス

平 日	8 : 4 5 ~ 1 8 : 0 0	無 料
	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	1 1 0 円
土 曜 日	9 : 0 0 ~ 1 4 : 0 0	1 1 0 円
	1 4 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	1 1 0 円
日 曜 日・祝 日	9 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	1 1 0 円

(3) 発行・再発行手数料

種 類	内 容	手 数 料
法人キャッシュカード発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円
証書再発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円
通帳再発行	1冊あたり	1, 1 0 0 円
個人・法人キャッシュカード再発行	1枚あたり	1, 1 0 0 円

(4) 手形・小切手

種 類	内 容	手 数 料	
		署名鑑印刷なし	署名鑑印刷あり
小切手	1冊（50枚）あたり	6 6 0 円	7 7 0 円
約束手形	1冊（25枚）あたり	4 4 0 円	4 9 5 円
約束手形	10枚あたり	1 7 6 円	1 9 8 円
為替手形	10枚あたり	1 7 6 円	—
署名印鑑印刷新規・変更登録料	1署名鑑につき	5, 5 0 0 円	
マル専口座開設	1口座あたり	3, 3 0 0 円	
マル専手形用紙	1枚あたり	5 5 0 円	—
自己宛小切手	1枚あたり	5 5 0 円	—

2. 為替手数料

(1) 送金手数料（1件につき）

送 金 の 種 類	手 数 料
県 内 J A あ て	4 4 0 円
県 外 J A お よ び 他 行 あ て	6 6 0 円

(2) 振込手数料（1件につき）

振込の種類		金額の区分	手数料
窓口	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
自動送金サービス	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円
	他行あて	3万円未満	550円
		3万円以上	770円
ATM	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J A あて	3万円未満	110円
		3万円以上	330円

アンサー・ネットバンク	他行あて	3万円未満	440円
		3万円以上	660円
	同一店舗内あて	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	県内外J Aあて	3万円未満	110円
		3万円以上	220円
	他行あて	3万円未満	220円
		3万円以上	440円

(3) 代金取立手数料（1通につき）

取立ての種別	手数料	
	普通扱い	至急扱い
県内J Aあて	440円	
県外J Aおよび他行あて	660円	880円

(4) その他の諸手数料

種別	手数料
送金・振込組戻料	660円
不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭提示料	660円

3. その他のおもな手数料

種別		内 容	手数料
残高証明書発行	当J A指定用紙（自動発行）		440円
	当J A指定用紙（都度発行）		660円
	お客様ご指定の用紙		660円
	監査法人様からの依頼（1通）		2,200円
保護預り兼振替決済口座管理手数料（1ヶ月）			無料
自動送金サービス	申込手数料	1申込あたり	無料
	取扱手数料	1回あたり（この他に振込手数料がかかります）	無料
両替	1～100枚		無料
	101～300枚		110円
	301～500枚		220円
	501～2,000枚		330円
	2,001枚以上		千枚毎に330円を加算

当組合の組織

組 合 員 数

(単位：人、団体)

	4年度末	5年度末	増 減
正組合員数	877	855	△22
個 人	870	848	△22
法 人・団体	7	7	-
准組合員数	453	472	19
個 人	443	462	19
法 人・団体	10	10	-
合 計	1,330	1,327	△3

備考： 当年度末正組合員戸数 754戸

 当年度末准組合員戸数 382戸

組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	代 表 者 氏 名	構 成 員 数
園芸専門常任委員会	酒井 重良	10
J A 洗馬支部長会	荒崎 幸一	7
J A 洗馬青年部	高橋 和也	30
J A 洗馬女性部	塩原 はるみ	27
J A 洗馬年金友の会	酒井 勝	700
農業者年金協議会	赤堀 次男	133

※当 J A の組合員組織を記載しています。

役員構成（役員一覧）

（令和6年2月末）

代表理事組合長	北 沢 泉	理 事	竹 下 学
代表理事専務理事	寺 澤 武 憲	〃	田 中 喜 一
理 事 金 融 部 長	都 筑 和 彦	〃	征矢野 敏 郎
理 事	花 岡 光 寿	代 表 監 事	大 熊 陽 一
〃	清 水 みゆき	監 事	青 柳 真 治
〃	宮 本 洋 一	員 外 監 事	田 中 光 博
〃	塩 原 正 彦		

職員の内訳

（単位：人）

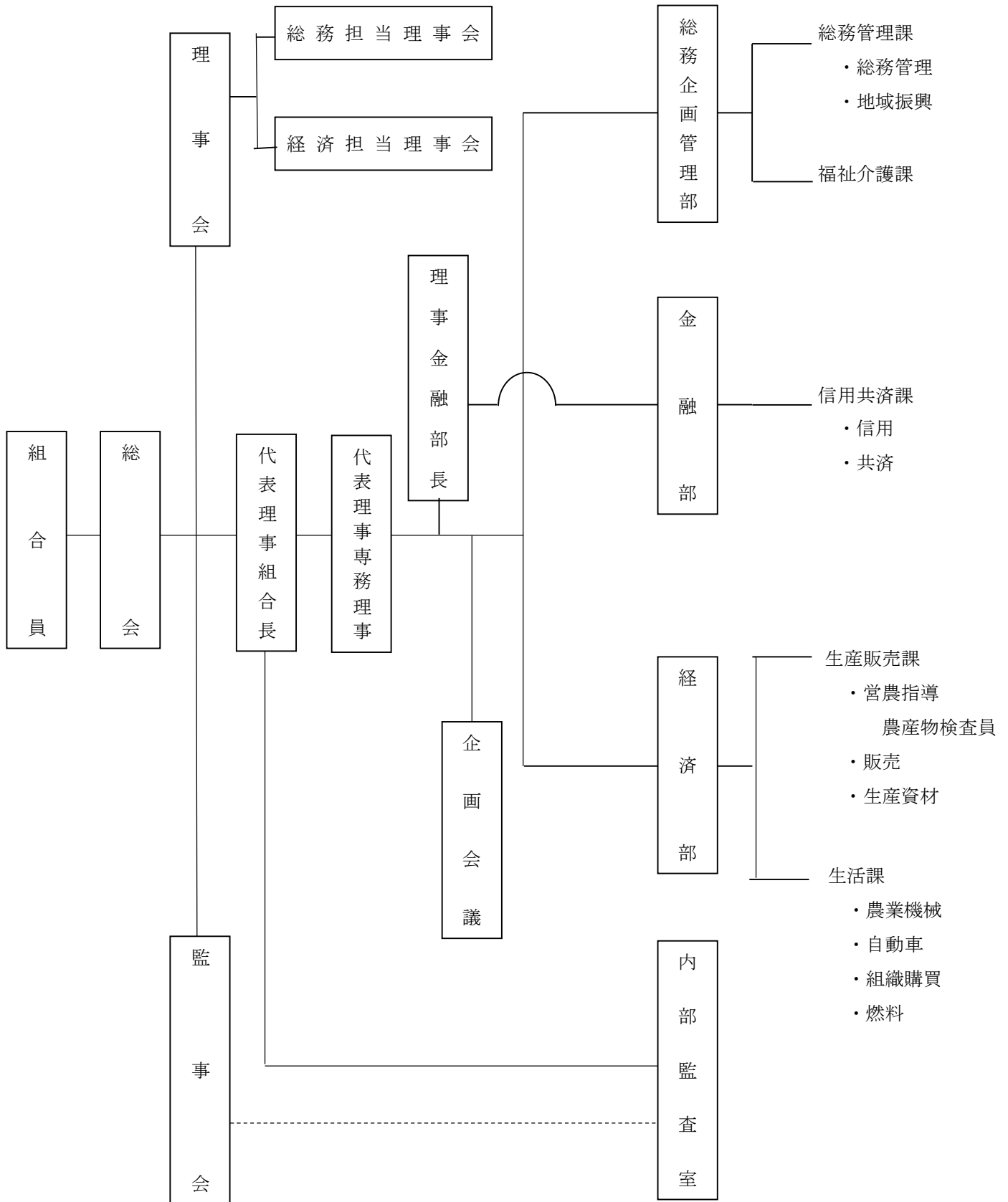
	4年度			5年度		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一 般 職 員	28	17	45	23	19	42
営農指導担当	3	1	4	3	1	4
合 計	31	18	49	26	20	46

（令和6年2月末）

組織の構成

機 構 図

令和6年2月末現在



会計監査人の名称

みのり監査法人（6年2月現在）

所在地 東京都 港区 芝

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

地 区

長野県塩尻市大字洗馬を地区としております。

店舗一覧

（令和6年6月現在）

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M設置台数
本 所	〒399-6493 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-0108	1台

施 設 名	住 所	電 話 番 号	
ク レ ア セ バ	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2713-5	0263-50-6177	
生 活 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2729-1	0263-54-2302	
本 部 集 荷 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-3	0263-52-2541	
岩 垂 予 冷 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬6681-1	0263-52-7563	
本 部 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2720-4	0263-52-2541	
原 口 予 冷 庫	〒399-6462 塩尻市大字洗馬7118-1	0263-53-8105	
太 田 選 果 所	〒399-6462 塩尻市大字洗馬465-2	0263-53-4651	
カ ッ ト 野 菜 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬985-2	0263-54-4191	
J A 洗 馬 ス タ ン ド	〒399-6462 塩尻市大字洗馬2723-1	0263-52-6633	
生 産 支 援 セ ン タ ー	〒399-6462 塩尻市大字洗馬983	0263-54-2767	
（株）ドリームファーム洗馬	〒399-6462 塩尻市大字洗馬985-2	0263-54-2484	

沿革・歩み

昭和23年	4月	洗馬村農業協同組合設立
昭和45年	4月	塩尻市収納代理金融機関に指定される
昭和45年	8月	長野県収納代理金融機関に指定される
		野菜指定産地事業農業近代化施設本部集荷所竣工
昭和46年	7月	本部事務所竣工
昭和48年	9月	岩垂予冷センター竣工
昭和50年	11月	貯金電算管理移行
昭和53年	9月	総貯金50億円達成
昭和55年	11月	貯金業務オンライン完成
昭和59年	5月	A T M稼動
		全国内国為替制度加盟
昭和62年	3月	カット野菜センター竣工
平成元年	6月	奈良井川ライスセンター竣工
平成 2年	7月	総貯金100億円達成
平成 4年	4月	洗馬給油所・A・コープアピスせば店オープン
平成 6年	9月	国債窓販開始
平成 9年	10月	総貯金150億円達成
平成10年	4月	農協発足50周年
平成11年	5月	J A金融事業競進会特別優秀賞（県知事賞ほか）受賞
平成14年	11月	生産支援センター竣工
平成15年	5月	J A金融事業競進会優秀賞受賞
平成20年	4月	クレアせば開所
平成26年	3月	本所・生産資材センター竣工
平成27年	2月	レギュラー店舗解散 A・コープ株式会社発足
平成28年	3月	子会社・株式会社ドリームファーム洗馬発足
平成31年	2月	A・コープアピスせば店閉店
令和 3年	5月	生活センター竣工
令和 6年	2月	太陽光発電設備稼働

資 料 編

貸 借 対 照 表

第 7 5 期事業年度 令和 5 年 2 月 2 8 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	20,625,193	1 信用事業負債	19,187,960
(1) 現金	68,348	(1) 貯金	19,146,894
(2) 預金	17,633,969	(2) 借入金	2,486
系統預金	17,633,969	(3) その他の信用事業負債	38,579
(3) 貸出金	2,961,734	未払費用	4,972
(4) その他の信用事業資産	12,380	その他の負債	33,607
未収収益	10,792	2 共済事業負債	67,380
その他の資産	1,587	(1) 共済資金	31,084
(5) 貸倒引当金	△51,239	(2) 未経過共済付加収入	36,225
2 共済事業資産	4,980	(3) 共済未払費用	71
3 経済事業資産	459,387	3 経済事業負債	78,968
(1) 経済事業未収金	304,995	(1) 経済事業未払金	66,292
(2) 経済受託債権	242	(2) その他の経済事業負債	12,675
(3) 棚卸資産	150,941	4 設備借入金	95,400
購買品	149,669	5 雑負債	93,053
その他の棚卸資産	1,271	(1) 未払法人税等	7,104
(4) その他の経済事業資産	17,165	(2) 資産除去債務	11,694
(5) 貸倒引当金	△13,956	(3) その他の負債	74,254
4 雑資産	149,051	6 諸引当金	170,453
5 固定資産	1,122,103	(1) 賞与引当金	24,519
(1) 有形固定資産	1,120,068	(2) 退職給付引当金	84,808
建物	1,356,531	(3) 役員退職慰勞引当金	16,948
機械装置	511,848	(4) 特例業務負担金引当金	44,177
土地	322,386		
その他の有形固定資産	367,614	負債の部合計	19,693,216
減価償却累計額	△1,438,312	(純資産の部)	
(2) 無形固定資産	2,035	1 組合員資本	4,318,255
6 外部出資	1,607,049	(1) 出資金	944,505
外部出資	1,607,049	(2) 利益剰余金	3,373,750
系統出資	1,559,525	利益準備金	1,647,824
系統外出資	17,524	その他利益剰余金	1,725,926
子会社等出資	30,000	教育積立金	118,000
7 繰延税金資産	43,704	健康・福祉積立金	200,000
		情報施設積立金	18,712
		税効果調整積立金	42,646
		事業基盤強化積立金	435,529
		施設設備・修繕積立金	214,002
		農業経営特別支援積立金	389,145
		当期末処分剰余金	307,889
		(うち当期剰余金)	(81,133)
		純資産の部合計	4,318,255
資産の部合計	24,011,471	負債及び純資産の部合計	24,011,471

貸 借 対 照 表

第 7 6 期事業年度 令和 6 年 2 月 2 9 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	20,973,686	1 信用事業負債	19,453,043
(1) 現金	65,211	(1) 貯金	19,431,994
(2) 預金	18,052,649	(2) その他の信用事業負債	21,048
系統預金	18,052,649	未払費用	4,715
(3) 貸出金	2,890,569	その他の負債	16,332
(4) その他の信用事業資産	12,599	2 共済事業負債	60,132
未収収益	11,181	(1) 共済資金	24,262
その他の資産	1,417	(2) 未経過共済付加収入	35,775
(5) 貸倒引当金	△47,344	(3) 共済未払費用	93
2 共済事業資産	4,384	3 経済事業負債	89,433
3 経済事業資産	474,045	(1) 経済事業未払金	76,156
(1) 経済事業未収金	324,655	(2) その他の経済事業負債	13,277
(2) 経済受託債権	245	4 設備借入金	64,600
(3) 棚卸資産	144,175	5 雑負債	93,641
購買品	143,005	(1) 未払法人税等	15,900
その他の棚卸資産	1,170	(2) 資産除去債務	9,629
(4) その他の経済事業資産	17,282	(3) その他の負債	68,111
(5) 貸倒引当金	△12,312	6 諸引当金	162,965
4 雑資産	136,038	(1) 賞与引当金	27,177
5 固定資産	1,070,079	(2) 退職給付引当金	84,872
(1) 有形固定資産	1,067,516	(3) 役員退職慰勞引当金	12,014
建物	1,278,997	(4) 特例業務負担金引当金	38,901
機械装置	533,932		
土地	309,627	負債の部合計	19,923,815
その他の有形固定資産	359,164	(純資産の部)	
減価償却累計額	△1,414,205	1 組合員資本	4,384,023
(2) 無形固定資産	2,562	(1) 出資金	939,315
6 外部出資	1,607,049	(2) 利益剰余金	3,447,130
外部出資	1,607,049	利益準備金	1,664,051
系統出資	1,559,525	その他利益剰余金	1,783,079
系統外出資	17,524	教育積立金	118,000
子会社等出資	30,000	健康・福祉積立金	200,000
7 繰延税金資産	42,554	情報施設積立金	21,966
		税効果調整積立金	42,554
		事業基盤強化積立金	430,350
		施設設備・修繕積立金	223,591
		農業経営特別支援積立金	380,726
		当期末処分剰余金	365,889
		(うち当期剰余金)	(117,544)
		(3) 処分未済持分	△2,422
		純資産の部合計	4,384,023
資産の部合計	24,307,838	負債及び純資産の部合計	24,307,838

損 益 計 算 書

第 7 5 期事業年度 令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	額
1 事業総利益		621,917
事業収益		1,927,227
事業費用		1,305,309
(1) 信用事業収益		146,208
資金運用収益	139,044	
(うち預金利息)	(85,451)	
(うち貸出金利息)	(25,780)	
(うちその他受入利息)	(27,811)	
役務取引等収益	4,341	
その他経常収益	2,823	
(2) 信用事業費用		19,103
資金調達費用	4,441	
(うち貯金利息)	(4,285)	
(うち給付補填備金繰入)	(14)	
(うち借入金利息)	(141)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,045	
その他経常費用	12,616	
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,244)	
信用事業総利益		127,105
(3) 共済事業収益		74,623
共済付加収入	69,688	
その他の収益	4,934	
(4) 共済事業費用		1,722
共済推進費	952	
その他の費用	770	
共済事業総利益		72,900
(5) 購買事業収益		1,237,904
購買品供給高	1,169,997	
購買手数料	13,089	
修理サービス料	44,935	
その他の収益	9,882	
(6) 購買事業費用		1,047,720
購買品供給原価	1,017,707	
購買品供給費	26,364	
その他の費用	3,648	
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,645)	
購買事業総利益		190,184
(7) 販売事業収益		280,769
販売品販売高	139,795	
販売手数料	117,982	
その他の収益	22,991	
(8) 販売事業費用		127,787
販売品販売原価	122,294	
販売費	1,021	
その他の費用	4,471	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
販売事業総利益		152,982

(9) 加工事業収益		2,232	
(10) 加工事業費用		516	
加工事業総利益			1,715
(11) 利用事業収益		148,499	
(12) 利用事業費用		80,348	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
利用事業総利益			68,150
(13) 介護事業収益		69,495	
(14) 介護事業費用		55,050	
(うち貸倒引当金繰入額)		(0)	
介護事業総利益			14,444
(15) その他事業収益		129	
その他事業総利益			129
(16) 指導事業収入		810	
(17) 指導事業支出		6,506	
指導事業収支差額			△5,695
2 事業管理費			567,458
(1) 人件費		370,789	
(2) 業務費		49,679	
(3) 諸税負担金		22,298	
(4) 施設費		123,307	
(5) その他事業管理費		1,384	
事業利益			54,459
3 事業外収益			39,513
(1) 受取雑利息		1,768	
(2) 受取出資配当金		20,514	
(3) 賃貸料		6,473	
(4) 償却債権取立益		1,017	
(5) 雑収入		9,739	
4 事業外費用			1,719
(1) 寄付金		110	
(2) 雑損失		1,609	
経常利益			92,252
5 特別損失			884
(1) 固定資産処分損		184	
(2) 固定資産圧縮損		699	
税引前当期利益			91,368
法人税、住民税及び事業税		11,293	
法人税等調整額		△1,058	
法人税等合計			10,235
当期剰余金			81,133
当期首繰越剰余金			159,568
情報施設積立金取崩額			919
事業基盤強化積立金取崩額			6,109
施設設備・修繕積立金取崩額			53,821
農業経営特別支援積立金取崩額			6,337
当期末処分剰余金			307,889

損 益 計 算 書

第 7 6 期事業年度 令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	額
1 事業総利益		656, 435
事業収益		1, 940, 263
事業費用		1, 283, 827
(1) 信用事業収益		140, 725
資金運用収益	133, 679	
(うち預金利息)	(85, 177)	
(うち貸出金利息)	(24, 662)	
(うちその他受入利息)	(23, 840)	
役務取引等収益	4, 576	
その他経常収益	2, 470	
(2) 信用事業費用		14, 940
資金調達費用	3, 812	
(うち貯金利息)	(3, 772)	
(うち給付補填備金繰入)	(13)	
(うち借入金利息)	(26)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2, 027	
その他経常費用	9, 101	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3, 895)	
信用事業総利益		125, 785
(3) 共済事業収益		72, 398
共済付加収入	68, 168	
その他の収益	4, 229	
(4) 共済事業費用		1, 232
共済推進費	557	
その他の費用	675	
共済事業総利益		71, 165
(5) 購買事業収益		1, 220, 341
購買品供給高	1, 145, 177	
購買手数料	12, 727	
修理サービス料	47, 012	
その他の収益	15, 422	
(6) 購買事業費用		1, 019, 555
購買品供給原価	993, 497	
購買品供給費	27, 663	
その他の費用	△1, 604	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1, 643)	
購買事業総利益		200, 785
(7) 販売事業収益		306, 563
販売品販売高	150, 720	
販売手数料	128, 750	
その他の収益	27, 092	
(8) 販売事業費用		138, 401
販売品販売原価	133, 587	
販売費	1, 205	
その他の費用	3, 607	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	
販売事業総利益		168, 161

(9) 加工事業収益		2,148	
(10) 加工事業費用		368	
加工事業総利益			1,780
(11) 利用事業収益		151,802	
(12) 利用事業費用		82,019	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△0)	
利用事業総利益			69,783
(13) 介護事業収益		84,478	
(14) 介護事業費用		59,070	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△0)	
介護事業総利益			25,408
(15) その他事業収益		126	
その他事業総利益			126
(16) 指導事業収入		740	
(17) 指導事業支出		7,301	
指導事業収支差額			△6,561
2 事業管理費			554,304
(1) 人件費		372,104	
(2) 業務費		47,750	
(3) 諸税負担金		23,692	
(4) 施設費		109,367	
(5) その他事業管理費		1,389	
事業利益			102,131
3 事業外収益			42,939
(1) 受取雑利息		2,226	
(2) 受取出資配当金		16,585	
(3) 賃貸料		7,034	
(4) 償却債権取立益		900	
(5) 雑収入		16,192	
4 事業外費用			4,724
(1) 支払雑利息		0	
(2) 雑損失		4,724	
経常利益			140,346
5 特別利益			14,069
(1) 固定資産処分益		12,240	
(2) 一般補助金		1,829	
6 特別損失			16,433
(1) 固定資産処分損		14,322	
(2) 固定資産圧縮損		1,829	
(3) その他の特別損失		282	
税引前当期利益			137,982
法人税、住民税及び事業税		19,287	
法人税等調整額		1,149	
法人税等合計			20,437
当期剰余金			117,544
当期首繰越剰余金			180,439
情報施設積立金取崩額			2,745
税効果調整積立金取崩額			1,149
事業基盤強化積立金取崩額			5,179
施設設備・修繕積立金取崩額			50,411
農業経営特別支援積立金取崩額			8,418
当期末処分剰余金			365,889

注 記 表 令和4年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,377千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械の利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

II 会計方針の変更に関する注記

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、購買事業収益が118,533千円、購買事業費用が118,533千円減少しております。

なお、事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は252,519千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 104,534千円 機械装置 141,830千円 その他の有形固定資産 6,155千円

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	3,528千円
子会社等に対する金銭債務の総額	46,874千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	33,682千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,036千円、危険債権額は57,917千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,953千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引 による収益総額	25,589千円
うち事業取引高	25,197千円
うち事業取引以 外の取引高	392千円
子会社等との取引 による費用総額	1,014千円
うち事業取引高	1,014千円
うち事業取引以 外の取引高	— 千円

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行って

います。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,202千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	17,633,969	17,632,427	△1,542
貸出金	2,961,734		
貸倒引当金(※1)	△51,239		
貸倒引当金控除後	2,910,494	2,878,591	△31,903
経済事業未収金	304,995		
貸倒引当金(※2)	△13,956		
貸倒引当金控除後	291,038	291,038	-
資産計	20,835,502	20,802,056	△33,446
貯金	19,146,894	19,135,099	△11,794
負債計	19,146,894	19,135,099	△11,794

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

貸借対照表計上額

外部出資 1, 6 0 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,633,969	-	-	-	-	-
貸出金（※1,2）	300,902	220,270	245,223	214,002	215,080	1,680,291
経済事業未収金（※3）	291,362					
合計	18,226,234					

（※1）貸出金のうち当座貸越47,309千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等85,964千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,632千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,752,822	1,355,006	720,503	150,610	131,932	36,018
借入金	2,486	-	-	-	-	-
設備借入金	31,800	31,800	31,800	-	-	-
合計	16,787,109	1,386,806	752,303			

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	88,935千円
退職給付費用	20,594千円
退職給付の支払額	△12,043千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,679千円</u>
期末における退職給付引当金	84,808千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	294,132千円
特定退職金共済制度	<u>△209,324千円</u>
退職給付引当金	84,808千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20,594千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,769千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,218千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	15,213千円
貸倒損失否認額	4,237千円
未収貸出金利息	3,143千円
役員退職慰労引当金	4,688千円
退職給付引当金	23,457千円
賞与引当金	6,781千円
未払費用否認額	1,125千円
特例業務負担金引当金	12,219千円
減損損失否認	2,546千円
未払事業税	794千円
その他	6,078千円
繰延税金資産小計	80,286千円
評価性引当額	△34,800千円
繰延税金資産合計 (A)	45,486千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,781千円
繰延税金資産の純額 (A) - (B)	43,704千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	0.12%
事業分量配当金	△9.08%
受取配当金	△3.10%
法人税の特別控除	△1.79%
住民税均等割等	0.59%
評価性引当額の増減	△2.35%
その他	△0.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.20%

注 記 表 令和5年度

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式： 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,477千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械の利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

II 会計方針の変更に関する注記

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は254,637千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,705千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	4,003千円
子会社等に対する金銭債務の総額	51,626千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	40,590千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

5 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,698千円、危険債権額は52,665千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は

100,364千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	25,745千円
うち事業取引高	24,708千円
うち事業取引以外の取引高	1,036千円
子会社等との取引による費用総額	2,160千円
うち事業取引高	2,160千円
うち事業取引以外の取引高	— 千円

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,017千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２ 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,052,649	18,047,979	△4,670
貸出金	2,890,569		
貸倒引当金(※1)	△47,344		
貸倒引当金控除後	2,843,225	2,807,091	△36,134
経済事業未収金	324,655		
貸倒引当金(※2)	△12,312		
貸倒引当金控除後	312,342	312,342	-
資産計	21,208,217	21,167,413	△40,804
貯金	19,431,994	19,413,063	△18,930
負債計	19,431,994	19,413,063	△18,930

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定

期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
貸借対照表計上額	
外部出資	1,607,049

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,052,649	-	-	-	-	-
貸出金(※1,2)	280,823	237,261	228,283	223,725	230,843	1,607,030
経済事業未収金(※3)	310,244					
合計	18,643,716					

(※1) 貸出金のうち当座貸越46,373千円については「1年以内」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等82,601千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等14,411千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位：千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	17,267,468	1,157,842	608,407	130,934	239,485	27,856
設備借入金	32,200	32,100	300	-	-	-
合計	17,299,668	1,189,942	608,707			

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	84,808千円
退職給付費用	20,166千円
退職給付の支払額	△8,281千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△11,821千円</u>
期末における退職給付引当金	84,872千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	288,576千円
特定退職金共済制度	<u>△203,704千円</u>
退職給付引当金	84,872千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20,166千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,275千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、38,467千円となっています。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,777千円
貸倒損失否認額	3,988千円
未収貸出金利息	3,264千円
役員退職慰労引当金	3,323千円
退職給付引当金	23,475千円
賞与引当金	7,517千円
未払費用否認額	1,145千円
特例業務負担金引当金	10,760千円
減損損失否認	2,546千円
未払事業税	1,379千円
その他	5,418千円
繰延税金資産小計	76,597千円
評価性引当金	△32,152千円
繰延税金資産合計（A）	44,445千円
繰延税金負債（B）	
未収預金利息	1,890千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	42,554千円

（2）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等	0.17%
事業分量配当金	△7.02%
受取配当金	△1.66%
法人税の特別控除	△2.06%
住民税均等割等	0.39%
評価性引当額の増減	△1.92%
その他	△0.75%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.81%

剰余金処分計算書

(単位:千円)

	令和4年度 金 額	令和5年度 金 額
1 当期末処分剰余金	307,889	365,889
2 剰余金処分数額	127,450	160,869
(1) 利益準備金	16,227	24,000
(2) 任意積立金	67,058	83,000
情報施設積立金	6,000	8,000
税効果調整積立金	1,058	—
施設設備・修繕積立金	60,000	75,000
(3) 出資配当金(年率)	14,164 (1.5%)	18,869 (2.0%)
(4) 事業の利用分量に対する配当金	30,000	35,000
3 次期繰越剰余金	180,439	205,020

令和4年度

(注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。ただし、
年度内の増資および新規加入については
日割り計算です。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです

令和5年度

(注) 1. 出資配当は年2%の割合です。ただし、
年度内の増資および新規加入については
日割り計算です。

2. 利用分量配当金の基準は次のとおりです。

令和4年度

(単位:円)

令和5年度

(単位:円)

対象項目	配当内容	配当額	配当内容	配当額
販 売 品	野菜果樹販売額1万円に対し 約25円	7,500,000	野菜果樹販売額1万円に対し 約28円	9,240,000
肥 料	利用高1万円に対し 約170円	3,060,000	利用高1万円に対し 約201円	3,150,000
農 薬	利用高1万円に対し 約146円	2,310,000	利用高1万円に対し 約200円	3,080,000
出荷包装資材	利用高1万円に対し 約15円	450,000	利用高1万円に対し 約26円	700,000
園芸資材	利用高1万円に対し 約54円	1,050,000	利用高1万円に対し 約72円	1,225,000
農業機械	利用高1万円に対し 約45円	360,000	利用高1万円に対し 約48円	350,000
車 検	1台に対し 約1,118円	570,000	1台に対し 約1,144円	580,000
自 動 車	利用高1万円に対し 約82円	240,000	利用高1万円に対し 約84円	215,000
燃 料	利用高1万円に対し 約79円	1,200,000	利用高1万円に対し 約83円	1,120,000
L P ガス	利用高1万円に対し 約232円	960,000	利用高1万円に対し 約307円	980,000
生活用品	利用高1万円に対し 約23円	120,000	利用高1万円に対し 約27円	210,000
貯金(定期)	平均残高1万円に対し 約7円	5,400,000	平均残高1万円に対し 約9円	6,300,000
貯金(積金)	平均残高1万円に対し 約26円	540,000	平均残高1万円に対し 約36円	630,000
貸 出 金	貸出利息1万円に対し 約295円	540,000	貸出利息1万円に対し 約325円	570,000
共 済	長期保有高100万円に対し約180円	5,700,000	長期保有高100万円に対し約226円	6,650,000
合 計		30,000,000		35,000,000

令和 4 年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J A の組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J A が進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A 情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期末の繰延税金資産の額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越4, 060, 000円が含まれています。

令和 5 年度

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次の通りです。

種 類	積 立 目 的	目 標 額	積 立 基 準	取 崩 基 準
教 育 積 立 金	J A の組合員及び役職員の教育と農業後継者の育成に資するため「教育積立金規程」に基づき積み立てる	2 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
健 康 ・ 福 祉 積 立 金	J A が進める健康・福祉運動と長期的かつ体系的な関連施設整備に資するため「健康・福祉積立金規程」に基づき積み立てる。	2 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
情 報 施 設 積 立 金	組合員に対する新しいサービス提供並びに新信用事業システム移行への整備に資するため「J A 情報施設積立金規程」に基づき積み立てる。	3 0 百 万 円		目的を達するための支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
税 効 果 調 整 積 立 金	税効果会計による繰延税金資産の変動に対処するため、「税効果調整積立金規程」に基づき積み立てる。	期末の繰延税金資産の額	当期に発生した法人税調整額の残高全額を積み立てる。	回収可能性の見直し及び税率の引下げによって繰延税金資産が減少した場合、理事会の議決を経て取り崩す。
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	定款第64条第2項に定める組合の事業の改善発達のため、新規事業開発に対する支出、会計制度・会計基準の変更に伴う支出、財務健全化を目的とした支出、これらに準ずる支出に充てるため、「事業基盤強化積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円	当期末処分剰余金のうち、利益準備金及び次期繰越剰余金	目的に対する支出に対して理事会の議決を経て取り崩す。
施 設 設 備 ・ 修 繕 積 立 金	組合の施設設備・修繕に必要な資金を「施設設備・修繕積立金規程」に基づき積み立てる。	3 億 円	等法定で定められているものを控除後、必要に応じて目標額まで積み立てる。	目的に処する事由が発生したとき、理事会の議決を経て取り崩す。
農 業 経 営 特 別 支 援 積 立 金	J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受け、農業経営に多大な影響を与えた時に、農業生産に必要な対策を講ずるため「農業経営特別支援積立金規程」に基づき積み立てる。	5 億 円		J A へ出荷される農産物が自然災害や、農畜産物販売価格の低下、生産資材の価格高騰等、農業者の経営努力では避けられない著しい被害を受けたとき、理事会の議決を経て取り崩す。

4. 時期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越5, 900, 000円が含まれています。

部門別損益計算書

第75期事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,960,674	146,208	74,623	1,303,270	435,761	810	
事業費用 ②	1,338,756	19,103	1,722	989,054	322,797	6,078	
事業総利益 (①－②) ③	621,917	127,105	72,900	314,215	112,964	△5,267	
事業管理費 ④	567,458	69,260	59,397	225,842	186,824	26,133	
（うち減価償却費 ⑤）	(82,985)	(3,496)	(1,937)	(48,675)	(28,125)	(750)	
（うち人件費 ⑤'）	(370,789)	(44,920)	(49,002)	(130,962)	(124,849)	(21,055)	
※うち共通管理費 ⑥		27,627	15,957	91,530	67,058	5,147	△207,322
（うち減価償却費 ⑦）		(3,050)	(1,761)	(10,104)	(7,403)	(568)	(△22,887)
（うち人件費 ⑦'）		(16,074)	(9,284)	(53,253)	(39,015)	(2,995)	(△120,621)
事業利益 (③－④) ⑧	54,459	57,845	13,502	88,372	△73,860	△31,401	
事業外収益 ⑨	39,513	18,703	1,537	12,012	6,764	496	
※うち共通分 ⑩		2,662	1,537	8,819	6,461	496	△19,977
事業外費用 ⑪	1,719	229	132	759	556	42	
※うち共通分 ⑫		229	132	759	556	42	△1,719
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	92,252	76,319	14,908	99,625	△67,652	△30,947	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	884	24	14	781	59	4	
※うち共通分 ⑰		24	14	81	59	4	△184
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	91,368	76,294	14,893	98,844	△67,712	△30,952	
営農指導事業分配賦額 ⑲		3,134	1,798	23,225	2,793	△30,952	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	91,368	73,159	13,095	75,618	△70,505		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋事業管理費割(人件費除く)＋事業総利益割) ÷ 3

(2) 営農指導事業 (農業関連事業＋事業総利益割) ÷ 2

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	13.33	7.70	44.15	32.35	2.47	100.0
営農指導事業	10.13	5.81	75.04	9.02		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益33,447千円、事業費用33,447千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

部門別損益計算書

第76期事業年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	1,979,325	140,725	72,398	1,330,924	434,536	740	
事業費用 ②	1,322,890	14,940	1,232	989,629	310,520	6,566	
事業総利益 (①－②) ③	656,435	125,785	71,165	341,294	124,016	△5,826	
事業管理費 ④	554,304	67,347	61,904	222,310	176,165	26,576	
（うち減価償却費 ⑤）	(76,853)	(2,863)	(3,441)	(45,922)	(23,954)	(671)	
（うち人件費 ⑤'）	(372,104)	(45,238)	(50,850)	(132,503)	(121,329)	(22,182)	
※うち共通管理費 ⑥		27,212	16,242	94,516	64,847	4,959	△207,779
（うち減価償却費 ⑦）		(2,697)	(1,610)	(9,369)	(6,428)	(491)	(△20,596)
（うち人件費 ⑦'）		(16,903)	(10,089)	(58,711)	(40,281)	(3,080)	(△129,066)
事業利益 (③－④) ⑧	102,131	58,438	9,260	118,984	△52,149	△32,402	
事業外収益 ⑨	42,939	15,656	2,157	15,518	8,948	658	
※うち共通分 ⑩		3,614	2,157	12,554	8,613	658	△27,598
事業外費用 ⑪	4,724	618	369	2,149	1,474	112	
※うち共通分 ⑫		618	369	2,149	1,474	112	△4,724
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	140,346	73,475	11,049	132,354	△44,675	△31,856	
特別利益 ⑭	14,069	837	500	6,746	5,832	152	
※うち共通分 ⑮		837	500	2,910	1,996	152	△6,397
特別損失 ⑯	16,433	1,878	1,101	6,697	6,420	336	
※うち共通分 ⑰		1,845	1,101	6,410	4,398	336	△14,092
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	137,982	72,435	10,447	132,403	△45,263	△32,040	
営農指導事業分配賦額 ⑲		3,039	1,719	24,268	3,012	△32,040	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	137,982	69,395	8,727	108,134	△48,275		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注 記）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 (人頭割＋事業管理費割(人件費除く)＋事業総利益割)÷3

(2) 営農指導事業 (農業関連事業＋事業総利益割)÷2

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	13.10	7.82	45.49	31.21	2.38	100.0
営農指導事業	9.49	5.37	75.74	9.40		100.0

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益39,062千円、事業費用39,062千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

経費の内訳

(単位：百万円)

	4 年度	5 年度	増減
人 件 費	370	372	1
うち給料手当	268	268	0
うち福利厚生費	56	58	1
うち退職給付費用	20	20	0
うちその他人件費	24	24	0
物 件 費	196	182	△14
うち業務費	49	47	△1
うち諸税負担金	22	23	1
うち施設費	123	109	△13
うちその他事業管理費	1	1	0

会計監査人の監査

4 年度及び 5 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

自己資本の充実の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財政基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年2月末における自己資本比率は、40.52%となりました。

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	939百万円（前年度944百万円）

当JAは、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	4 年度	5 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	4,274,090	4,330,154
うち、出資金及び資本準備金の額	944,505	939,315
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,373,750	3,447,130
うち、外部流出予定額　(△)	44,164	53,869
うち、上記以外に該当するものの額	—	△2,422
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,155	658
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,155	658
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額　(イ)	4,276,245	4,330,812
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,472	1,853
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,472	1,853
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	4 年度	5 年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1, 472	1, 853
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	4, 274, 773	4, 328, 958
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	9, 541, 878	9, 581, 164
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1, 083, 187	1, 101, 507
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	10, 625, 065	10, 682, 671
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	40. 23	40. 52

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

		4 年度			5 年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	68,348	—	—	65,211	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,529,433	—	—	1,431,473	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,640,627	3,528,125	141,125	18,059,710	3,611,942	144,477
	法人等向け	46,957	46,315	1,852	41,228	41,097	1,643
	中小企業等向け及び個人向け	15,524	5,845	233	14,177	4,652	186
	抵当権付住宅ローン	152,195	52,999	2,119	115,326	39,416	1,576
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	153,368	99,487	3,979	161,224	115,208	4,608
	取立未済手形	1,471	294	11	1,333	266	10
	信用保証協会等保証付	964,377	94,216	3,768	992,674	97,067	3,882
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	157,764	157,764	6,310	157,764	157,764	6,310
	(うち出資等のエクスポージャー)	157,764	157,764	6,310	157,764	157,764	6,310
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

上記以外	3, 345, 125	5, 556, 829	222, 273	3, 325, 516	5, 513, 747	220, 549
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1, 449, 285	3, 623, 212	144, 928	1, 449, 285	3, 623, 212	144, 928
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	44, 267	110, 668	4, 426	43, 263	108, 159	4, 326
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	1, 851, 573	1, 822, 948	72, 917	1, 832, 968	1, 782, 376	71, 295
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちS T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非S T C 適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段	—	—	—	—	—	—

	に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）						
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	24,075,195	9,541,878	381,675	24,365,641	9,581,164	383,246
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	24,075,195	9,541,878	381,675	24,365,641	9,581,164	383,246
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a			b = a × 4%	a		b = a × 4%
		1,083,187		43,327		1,101,507	44,060
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計			所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a			b = a × 4%	a		b = a × 4%
		10,625,065		425,002		10,682,671	427,306

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向け エクスポージャー (長期)	R & I , Moody' s , JCR , S&P, Fitch	
法人等向け エクスポージャー (短期)	R & I , Moody' s , JCR , S&P, Fitch	

**信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高**

（単位：千円）

		4 年 度			5 年 度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	24,075,195	2,965,869	153,368	24,365,641	2,894,689	161,224
	国外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		24,075,195	2,965,869	153,368	24,365,641	2,894,689	161,224
法人	農業	55,895	25,895	—	51,472	21,472	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	4,652	4,057	—	3,958	3,364	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	7,520	—	—	7,520	—	—
	金融・保険業	19,100,794	—	—	19,519,739	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	137,573	27,332	—	133,706	23,465	—
	日本国政府・地方公共団体	1,526,946	1,517,717	—	1,431,473	1,420,591	—
	上記以外	18,053	18,053	—	14,398	14,398	—
	個 人	1,404,815	1,372,812	153,368	1,449,888	1,411,397	161,224
	その他	1,818,945	—	—	1,753,484	—	—
業種別残高計		24,075,195	2,965,869	153,368	24,365,641	2,894,689	161,224
残存期間別残高計	1年以下	17,724,044	83,416		18,114,044	54,333	
	1年超3年以下	111,038	111,038		73,545	73,545	
	3年超5年以下	78,038	78,038		150,735	150,735	
	5年超7年以下	147,584	147,584		321,323	321,323	
	7年超10年以下	574,950	574,950		310,110	310,110	
	10年超	1,833,507	1,833,507		1,881,349	1,881,349	
	期限の定めのないもの	3,606,032	137,333		3,514,533	103,292	
	残存期間別残高計	24,075,195	2,965,869		24,365,641	2,894,689	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	4 年 度					5 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,598	2,155	—	1,598	2,155	2,155	658	—	2,155	658
個別貸倒引当金	58,708	63,041	—	58,708	63,041	63,041	58,998	—	63,041	58,998

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	4 年 度						5 年 度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内	58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計	58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
業種別計	58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		4 年度			5 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト0%	—	1,661,582	1,661,582	—	1,552,329	1,552,329
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	942,163	942,163	—	970,676	970,676
	リスク・ウェイト20%	—	17,642,099	17,642,099	—	18,074,833	18,074,833
	リスク・ウェイト35%	—	151,426	151,426	—	112,619	112,619
	リスク・ウェイト50%	—	56,512	56,512	—	97,498	97,498
	リスク・ウェイト75%	—	7,794	7,794	—	3,984	3,984
	リスク・ウェイト100%	—	2,076,309	2,076,309	—	2,015,346	2,015,346
	リスク・ウェイト150%	—	43,754	43,754	—	45,804	45,804
	リスク・ウェイト250%	—	1,493,552	1,493,552	—	1,492,548	1,492,548
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	24,075,195	24,075,195	—	24,365,641	24,365,641

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	4年度			5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	2,200	—	—	1,560	4,069	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,943	—	—	13,788	46,028	—
合計	19,143	—	—	15,348	50,097	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	4 年 度		5 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	1,607,049	1,607,049	1,607,049	1,607,049
合 計	1,607,049	1,607,049	1,607,049	1,607,049

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatches が存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、A L M 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期毎に IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量 ($\angle$ EVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.243 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法 (コア貯金モデル等) およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVE の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の増加によるものです。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8	15	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	7	4
3	スティープ化	58	66		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	29	21		
7	最大値	58	66	7	4
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,328		4,274	

科目別貯金残高

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
流動性貯金	8,879,064 【46.4】	9,271,405 【47.7】	392,340
当座貯金	7 (0.0)	7 (0.0)	0
普通貯金	8,804,399 (99.2)	9,205,750 (99.3)	401,351
貯蓄貯金	74,658 (0.8)	65,647 (0.7)	△9,010
通知貯金	- (-)	- (-)	-
定期性貯金	10,267,811 【53.6】	10,160,577 【52.3】	△107,234
定期貯金	10,073,728 (98.1)	9,995,706 (98.4)	△78,021
うち固定金利定期	10,063,432 (99.9)	9,989,198 (99.9)	△74,234
うち変動金利定期	10,296 (0.1)	6,508 (0.1)	△3,787
定期積金	194,083 (1.9)	164,870 (1.6)	△29,212
その他の貯金	17 【0.0】	12 【0.0】	△5
計	19,146,894 (100.0)	19,431,994 (100.0)	285,100
譲渡性貯金	- 【 - 】	- 【 - 】	-
合計	19,146,894 【100.0】	19,431,994 【100.0】	285,100

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 4. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 5. () 内は構成比です。

科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
流動性貯金	8,891,300 (46.2)	9,165,873 (47.5)	274,573
定期性貯金	10,368,429 (53.8)	10,136,387 (52.5)	△232,042
その他の貯金	327 (0.0)	250 (0.0)	△77
計	19,260,057 【100.0】	19,302,512 【100.0】	42,454
譲渡性貯金	- 【 - 】	- 【 - 】	-
合 計	19,260,057 【100.0】	19,302,512 【100.0】	42,454

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

科目別貸出金残高

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付金	2,280	2,000	△280
証書貸付金	2,912,145	2,842,196	△69,948
当座貸越	47,309	46,373	△936
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	-	-	-
合 計	2,961,734	2,890,569	△71,164

科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付金	2,003	13,337	11,333
証書貸付金	2,953,228	2,877,216	△76,012
当座貸越	43,282	44,578	1,295
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	-	-	-
合 計	2,998,514	2,935,131	△63,383

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
固定金利貸出	2,487,083 (84.0)	2,436,357 (84.3)	△50,726
変動金利貸出	474,650 (16.0)	454,211 (15.7)	△20,438
合 計	2,961,734 (100.0)	2,890,569 (100.0)	△71,164

(注) () 内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
農 業	280,552 (9.5)	380,283 (13.2)	99,730
林 業	- (-)	- (-)	-
水 産 業	- (-)	- (-)	-
製 造 業	198,616 (6.7)	204,794 (7.1)	6,177
鉱 業	- (-)	- (-)	-
建 設 業	94,155 (3.2)	90,413 (3.1)	△3,742
不 動 産 業	- (-)	- (-)	-
電気・ガス・熱供給水道業	13,631 (0.5)	5,553 (0.2)	△8,078
運輸・通信業	24,121 (0.8)	30,724 (1.1)	6,603
卸売・小売業・飲食店	57,696 (2.0)	73,611 (2.5)	15,915
サービス業	253,079 (8.5)	363,166 (12.6)	110,086
金融・保険業	2,711 (0.1)	2,404 (0.1)	△307
地方公共団体	1,517,259 (51.2)	1,417,910 (49.0)	△99,348
そ の 他	519,909 (17.5)	321,708 (11.1)	△198,201
合 計	2,961,734 (100.0)	2,890,569 (100.0)	△71,164

(注) () 内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	222,771	212,628	△10,143
穀作	-	-	-
野菜・園芸	146,448	193,769	47,321
果樹・樹園農業	17,744	18,114	369
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	-	-	-
養鶏・養卵	-	-	-
養蚕	-	-	-
その他農業	58,579	744	△57,834
農業関連団体等	3,528	2,646	△882
合 計	226,299	215,274	△11,025

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

<貸出金>

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	167,111	169,898	2,786
農業制度資金	59,188	45,375	△13,812
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	226,299	215,274	△11,025

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

<受託貸付金>

(単位：千円)

種 類	令和4年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	2,486	-	△2,486
その他	-	-	-
合 計	2,486	-	△2,486

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

貯貸率・貯証率

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度	増減
貯 貸 率			
期 末	15.4	14.8	△0.6
期中平均	15.5	15.2	△0.3
貯 証 率			
期 末	0.0	0.0	0.0
期中平均	0.0	0.0	0.0

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、％)

	令和4年度	令和5年度	増減
設備資金	1,187,588 (40.1)	1,227,812 (42.5)	40,223
運転資金	1,774,145 (59.9)	1,662,757 (57.5)	△111,388
合 計	2,961,734 (100.0)	2,890,569 (100.0)	△71,164

(注) () 内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	増減
貯 金 等	33,676	28,916	△4,759
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	187,124	191,710	4,585
その他担保物	61,021	55,716	△5,304
計	281,822	276,343	△5,478
農業信用基金協会保証	963,904	992,239	28,335
そ の 他 保 証	54,058	52,159	△1,898
計	1,017,962	1,044,399	26,436
信 用	1,661,949	1,569,826	△92,122
合 計	2,961,734	2,890,569	△71,164

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく

債権の保全状況

(単位：千円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4年度	49,036	13,466	7,090	28,479	49,036
	5年度	47,698	12,446	7,090	28,161	47,698
危険債権	4年度	57,917	32,812	400	20,947	54,159
	5年度	52,665	32,557	-	18,674	51,231
要管理債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	4年度	-	-	-	-	-
	5年度	-	-	-	-	-
小 計	4年度	106,953	46,278	7,490	49,426	103,195
	5年度	100,364	45,003	7,090	46,836	98,930
正常債権	4年度	2,858,915				
	5年度	2,794,325				
合 計	4年度	2,965,869				
	5年度	2,894,689				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P. 78をご参照ください。

貸出金償却の額

P. 78をご参照ください。

有価証券等

種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 有価証券

(1) 有価証券の時価情報

- ・ 売買目的有価証券……………該当ありません。
- ・ 満期保有目的の債券で時価のあるもの……………該当ありません。
- ・ その他有価証券で時価のあるもの……………該当ありません。

2. 金銭の信託

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引

該当する取引はありません。

4. 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

5. 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

金融派生商品および先物外国為替取引の契約金額・想定元本額

該当する取引はありません。

上場先物取引所に係る未決済の先物取引契約の約定金額およびその時価

該当する取引はありません。

為替業務等

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

	令和4年度		令和5年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替 (件数)	(2,052)	(17,005)	(2,159)	(16,949)
金額	<u>4,298,016</u>	<u>3,226,882</u>	<u>3,699,526</u>	<u>3,517,608</u>
代金取立為替 (件数)	(-)	(-)	(-)	(-)
金額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
雑 為 替 (件数)	(44)	(92)	(49)	(125)
金額	<u>4,189</u>	<u>1,897,327</u>	<u>43,552</u>	<u>1,904,400</u>
合 計 (件数)	(2,111)	(17,112)	(2,225)	(17,098)
金額	<u>4,302,206</u>	<u>5,124,209</u>	<u>3,743,078</u>	<u>5,422,009</u>

外国為替取扱実績

当ＪＡでは、外国為替取扱業務を行っていません。

外貨建資産残高

当ＪＡでは、外貨建資産残高がありません。

平残・利回り等

利益総括表

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	134,603	129,867	△4,735
役務取引等収支	2,295	2,549	253
その他信用事業収支	△9,793	△6,630	3,162
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	136,898 (0.66)	132,416 (0.63)	△4,482 (△0.03)
事業粗利益 (事業粗利益率)	623,306 (2.59)	635,585 (2.64)	12,279 (0.05)
事業純益	55,290	81,281	25,990
実質事業純益	55,847	81,281	25,433
コア事業純益	55,847	81,281	25,433
コア事業純益 (投資信託解約損益 を除く)	55,847	81,281	25,433

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資金運用勘定	20,766,915	139,044	0.66	20,848,511	133,679	0.64
うち預金	17,768,400	113,263	0.63	17,913,380	109,017	0.60
うち有価証券	—	—	—	—	—	—
うち貸出金	2,998,514	25,780	0.85	2,935,131	24,662	0.84
資金調達勘定	19,269,291	4,441	0.02	19,304,930	3,812	0.02
うち貯金・定積	19,260,057	4,300	0.02	19,302,512	3,785	0.02
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	9,234	141	1.52	2,418	26	1.10
総資金利ざや			0.43			0.41

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業分量配当金、奨励金等が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	<u>△459</u>	<u>△5,364</u>
うち預金	<u>886</u>	<u>△4,246</u>
うち有価証券	<u>—</u>	<u>—</u>
うち貸出金	<u>△1,345</u>	<u>△1,118</u>
支払利息	<u>△1,571</u>	<u>△629</u>
うち貯金・定期積金	<u>△1,325</u>	<u>△514</u>
うち譲渡性貯金	<u>—</u>	<u>—</u>
うち借入金	<u>△245</u>	<u>△114</u>
差 引	<u>1,112</u>	<u>△4,735</u>

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業分量配当金、貯蓄奨励金等が含まれています。

利 益 率

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
総資産経常利益率	<u>0.36</u>	<u>0.58</u>	<u>0.22</u>
資本経常利益率	<u>2.12</u>	<u>3.18</u>	<u>1.06</u>
総資産当期純利益率	<u>0.33</u>	<u>0.48</u>	<u>0.15</u>
資本当期純利益率	<u>1.87</u>	<u>2.66</u>	<u>0.79</u>

(注) 算出方法は以下のとおり

1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高×100

預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度
投資信託残高 （ファンドラップ含む）	—	—

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和4年度	令和5年度
残高有り投資信託 口座数	—	—

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収益	<u>2,219</u>	<u>1,997</u>	<u>1,981</u>	<u>1,960</u>	<u>1,979</u>
信用事業収益	<u>167</u>	<u>157</u>	<u>147</u>	<u>146</u>	<u>140</u>
共済事業収益	<u>81</u>	<u>78</u>	<u>77</u>	<u>74</u>	<u>72</u>
農業関連事業収益	<u>445</u>	<u>409</u>	<u>423</u>	<u>431</u>	<u>460</u>
生活その他事業収益	<u>1,525</u>	<u>1,351</u>	<u>1,332</u>	<u>1,307</u>	<u>1,304</u>
営農指導事業収益	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
経常利益	<u>75</u>	<u>77</u>	<u>86</u>	<u>92</u>	<u>140</u>
当期剰余金(注)	<u>45</u>	<u>50</u>	<u>73</u>	<u>81</u>	<u>117</u>
出資金	<u>927</u>	<u>935</u>	<u>944</u>	<u>944</u>	<u>939</u>
(出資口数)	<u>(927,639口)</u>	<u>(935,740口)</u>	<u>(944,117口)</u>	<u>(944,505口)</u>	<u>(939,315口)</u>
純資産額	<u>4,242</u>	<u>4,236</u>	<u>4,280</u>	<u>4,318</u>	<u>4,384</u>
総資産額	<u>23,794</u>	<u>23,820</u>	<u>24,309</u>	<u>24,011</u>	<u>24,307</u>
貯金等残高	<u>19,051</u>	<u>19,152</u>	<u>19,478</u>	<u>19,146</u>	<u>19,431</u>
貸出金残高	<u>2,980</u>	<u>2,455</u>	<u>2,722</u>	<u>2,961</u>	<u>2,890</u>
有価証券残高	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
剰余金配当金額	<u>33</u>	<u>38</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>53</u>
・出資配当の額	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>14</u>	<u>14</u>	<u>18</u>
・事業分量配当額	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>35</u>
職員数	<u>54名</u>	<u>54名</u>	<u>52名</u>	<u>49名</u>	<u>46名</u>
単体自己資本比率	<u>44.90%</u>	<u>40.27%</u>	<u>39.67%</u>	<u>40.23%</u>	<u>40.52%</u>

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

その他経営諸指標

(単位：百万円)

	4 年度	5 年度
信用事業関係		
一職員当たり貯金残高	<u>3,647</u>	<u>3,238</u>
一店舗当たり貯金残高	<u>19,146</u>	<u>19,431</u>
一職員当たり貸出金残高	<u>2,369</u>	<u>2,312</u>
一店舗当たり貸出金残高	<u>2,961</u>	<u>2,890</u>
共済事業関係		
一職員当たり長期共済保有高	<u>6,293</u>	<u>5,990</u>
一店舗当たり長期共済保有高	<u>40,905</u>	<u>38,937</u>
経済事業関係		
一職員当たり購買品供給高	<u>43</u>	<u>48</u>
一職員当たり販売品販売高	<u>44</u>	<u>47</u>
一店舗当たり購買品供給高	<u>1,169</u>	<u>1,145</u>

(注) 一職員当たりの残高を算出するのに使用した各事業の職員数は、部門別損益人員配置表による人数です。

共済事業取扱実績等

長期共済保有高

(単位：千円)

種 類		4 年度		5 年度	
		新契約高	保有契約高	新 契 約 高	保有契約高
生 命 系	終 身 共 済	183,316	15,009,153	115,260	13,994,067
	定 期 生 命 共 済	78,000	628,400	72,000	620,900
	養 老 生 命 共 済	144,200	5,032,277	46,600	4,266,096
	うちこども共済	36,400	2,286,200	17,600	2,029,800
	医 療 共 済	-	62,000	-	52,000
	が ん 共 済	-	20,000	-	18,500
	定 期 医 療 共 済	-	79,700	-	72,200
	介 護 共 済	13,000	81,803	27,000	107,803
	年 金 共 済	-	10,000	-	-
建 物 更 生 共 済		1,165,900	19,982,228	1,540,320	19,805,648
合 計		1,584,416	40,905,563	1,801,180	38,937,215

(注) 1. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む、死亡保障を伴わない共済を記載するときの金額欄は斜線。))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
医 療 共 済	25	7,265	8	6,628
	17,479	35,370	10,252	49,110
が ん 共 済	25	395	17	397
定期医療共済	-	262	-	232
合 計	50	7,922	25	7,257
	17,479	35,370	10,252	49,110

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
介護共済	13,380	105,428	31,986	135,974
認知症共済	32,000	32,000	10,000	32,000
生活障害共済 (一時金型)	181,900	346,500	30,000	337,800
生活障害共済 (定期年金型)	-	1,000	-	1,000
特定重度疾病共済	58,100	91,900	10,000	106,900
合 計	285,380	576,828	81,986	613,674

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	4 年度		5 年度	
	新契約高	保 有 高	新契約高	保 有 高
年金開始前	9,847	173,129	4,833	1,064,015
年金開始後	-	110,198	-	109,930
合 計	9,847	283,327	4,833	273,945

(注)「金額」欄は、年金年額を記載しています。

短期共済新契約高

(単位：千円)

	4 年度		5 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,700,640	2,144	2,741,740	2,144
自 動 車 共 済		79,770		79,297
傷 害 共 済	1,889,500	4,278	2,471,000	4,486
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠 償 責 任 共 済		56		113
自 賠 責 共 済		12,278		11,245
合 計		98,527		97,287

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに新契約高（共済掛金）を記載しています。

農業・生活その他事業取扱実績

販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	4 年度	5 年度
	取扱高	取扱高
直売	7,357	6,285
米	33,598	37,251
畜産	65,422	63,309
果実	208,403	231,653
野菜	2,779,216	3,038,482
合 計	3,093,998	3,376,981

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	4 年度	5 年度
	取扱高	取扱高
野菜	139,795	150,720

購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類		4 年度	5 年度
		供給高	供給高
生産資材	肥 料	172,608	167,342
	農 薬	154,406	165,716
	出包・種苗・他資材	471,288	464,447
	素畜・飼料	3,113	3,223
	農業機械	70,758	57,005
	計	872,174	857,736
生活物資	宅配	6,964	7,793
	生鮮食品	4,615	4,584
	一般食品	37,755	42,984
	米	1,512	1,494
	日用雑貨	26,235	30,375
	自動車	58,360	54,529
	燃料	213,029	197,995
	L P G	52,410	44,683
	計	400,887	384,444
合 計		1,273,062	1,242,180

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

指導事業収支の状況

(単位：千円)

支 出			収 入		
科 目	4 年度	5 年度	科 目	4 年度	5 年度
営 農 改 善 費	5,709	6,201	指導事業補助金	148	111
営 農 推 進 費	-	-	実 費 収 入	662	629
農 政 活 動 費	369	365			
教 育 情 報 費	-	-			
その他営農指導支出	-	-			
営農指導支出合計	6,078	6,566	営農指導収入合計	810	740
生活文化改善費	428	735	その他指導収入	-	-
(指導支出計)	6,506	7,301	(指導収入計)	810	740
			繰 入 金	5,695	6,561
計	6,506	7,301	計	6,506	7,301

その他の事業

(単位：千円)

種 類	4 年度	5 年度
予 冷 セ ン タ ー	94,048	93,674
機 械 利 用 事 業	9,269	9,458
ラ イ ス セ ン タ ー	4,728	4,825
育 苗 事 業	18,588	18,719
加 工 事 業	2,232	2,148
生 産 支 援 事 業	18,394	21,629
介 護 保 険 事 業	69,495	84,478

連結情報

1 事業の概況

事業の概況

令和5年度の当JAの連結決算は、子会社を連結し、子会社 株式会社ドリームファーム洗馬に対して連結法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益143,836千円、連結当期剰余金120,012千円、連結純資産4,404,049千円、連結総資産24,279,566千円で連結自己資本比率は40.60%となりました。

連結子会社の事業概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当法人は、平成28年に設立いたしました。当年度はレタス・キャベツ・ハクサイ・スイートコーン等を生産出荷し機械利用の作業受託、個別農家への出荷作業支援等にも取り組みました。天候不順による出荷数量減、生産資材価格の上昇など、経営環境は厳しさを増しておりますが、当期純利益は1,897千円を確保することができました。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減 (△)
子 会 社	1	1	0
子 法 人 等	-	-	-
関 連 法 人 等	-	-	-
合 計	1	1	0

子会社の概況

農業法人株式会社ドリームファーム洗馬

当社は、農産物の生産及び販売、農作業の受委託及び農地管理、農業経営に関する人材育成を主な業務とする平成28年度に設立した当組合の100%出資の子会社であります。

会 社 名	農業法人株式会社ドリームファーム洗馬
所 在 地	塩尻市大字洗馬985番地2
設 立 年 月	平成28年3月1日
資 本 金 総 額	30,000千円
主 な 事 業 の 内 容	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成
議 決 権 保 有 割 合	100%
役 員 数	5名
職 員 数	6名

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
連結経常収益	2,270,610	2,032,072	2,029,035	2,006,453	2,025,482
(うち信用事業)	167,866	157,670	147,136	146,208	140,725
(うち共済事業)	81,319	78,905	77,603	74,623	72,398
(うち販売事業)	359,573	332,229	351,490	348,646	374,163
(うち購買事業)	1,440,190	1,259,640	1,244,830	1,220,754	1,204,132
(うちその他事業)	221,662	203,627	207,973	216,220	234,062
連結経常利益 (又は連結経常損失)	74,756	76,672	91,850	94,784	143,836
連結当期剰余金 (又は連結当期損失金)	43,719	49,581	77,246	82,807	120,012
連結総資産額	23,766,742	23,795,262	24,281,488	23,984,427	24,279,566
連結純資産額	4,254,360	4,248,078	4,295,988	4,335,470	4,404,049
連結自己資本比率	44.87%	40.23%	39.71%	40.29%	40.60%

(注) 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

連結貸借対照表

第75期事業年度（令和5年2月28日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	20,621,665	1 信用事業負債	19,141,086
(1) 現金及び預金	17,702,318	(1) 貯金	19,100,019
(2) 貸出金	2,958,206	(2) 借入金	2,486
(3) その他の信用事業資産	12,380	(3) その他の信用事業負債	38,579
(4) 貸倒引当金	△51,239	2 共済事業負債	67,069
2 共済事業資産	4,980	(1) 共済資金	30,772
(1) その他の共済事業資産	4,980	(2) 未経過共済付加収入	36,225
3 経済事業資産	462,290	(3) 共済未払費用	71
(1) 経済事業未収金	304,995	3 経済事業負債	78,968
(2) 経済受託債権	242	(1) 経済事業未払金	66,292
(3) 棚卸資産	153,838	(2) 経済受託債務	-
(4) その他の経済事業資産	17,170	(3) その他の経済事業負債	12,675
(5) 貸倒引当金	△13,956	4 設備借入金	95,400
4 雑資産	148,641	5 雑負債	95,980
5 固定資産	1,126,095	(1) 未払法人税等	7,196
(1) 有形固定資産	1,124,060	(2) 資産除去債務	11,694
建物	1,356,531	(3) その他の負債	77,090
機械装置	520,196	6 諸引当金	170,453
土地	322,386	(1) 賞与引当金	24,519
その他有形固定資産	370,532	(2) 退職給付に係る負債	84,808
減価償却累計額	△1,445,586	(3) 役員退職慰労引当金	16,948
(2) 無形固定資産	2,035	(4) 特例業務負担金引当金	44,177
その他無形固定資産	2,035	負債の部合計	19,648,957
6 外部出資	1,577,049	（純資産の部）	
(1) 外部出資	1,577,049	1 組合員資本	4,335,469
7 繰延税金資産	43,704	(1) 出資金	944,455
		(2) 利益剰余金	3,391,015
		純資産の部合計	4,335,470
資産の部合計	23,984,427	負債及び純資産の部合計	23,984,427

第76期事業年度（令和6年2月29日現在）連結貸借対照表

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1 信用事業資産	20,971,040	1 信用事業負債	19,401,416
(1) 現金及び預金	18,117,861	(1) 貯金	19,380,367
(2) 貸出金	2,887,923	(2) 借入金	-
(3) その他の信用事業資産	12,599	(3) その他の信用事業負債	21,048
(4) 貸倒引当金	△47,344	2 共済事業負債	59,820
2 共済事業資産	4,384	(1) 共済資金	23,951
(1) その他の共済事業資産	4,384	(2) 未経過共済付加収入	35,775
3 経済事業資産	475,885	(3) 共済未払費用	93
(1) 経済事業未収金	323,357	3 経済事業負債	89,433
(2) 経済受託債権	245	(1) 経済事業未払金	76,156
(3) 棚卸資産	147,308	(2) 経済受託債務	-
(4) その他の経済事業資産	17,287	(3) その他の経済事業負債	13,277
(5) 貸倒引当金	△12,312	4 設備借入金	64,600
4 雑資産	135,277	5 雑負債	97,281
5 固定資産	1,073,191	(1) 未払法人税等	16,632
(1) 有形固定資産	1,070,628	(2) 資産除去債務	9,629
建物	1,278,997	(3) その他の負債	71,020
機械装置	541,053	6 諸引当金	162,965
土地	309,627	(1) 賞与引当金	27,177
その他有形固定資産	362,543	(2) 退職給付に係る負債	84,872
減価償却累計額	△1,421,593	(3) 役員退職慰労引当金	12,014
(2) 無形固定資産	2,562	(4) 特例業務負担金引当金	38,901
その他無形固定資産	2,562	負債の部合計	19,875,517
6 外部出資	1,577,049	（純資産の部）	
(1) 外部出資	1,577,049	1 組合員資本	4,404,049
7 繰延税金資産	42,736	(1) 出資金	939,265
		(2) 利益剰余金	3,467,206
		(3) 処分未済持分	△2,422
		純資産の部合計	4,404,049
資産の部合計	24,279,566	負債及び純資産の部合計	24,279,566

連結損益計算書

第75期事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）連結損益計算

（単位：千円）

科 目	金 額	
1 事業総利益		651,205
(1)信用事業収益	146,208	
資金運用収益	139,044	
(うち預金利息)	(85,451)	
(うち貸出金利息)	(25,780)	
(うちその他受入利息)	(27,811)	
役務取引等収益	4,341	
その他経常収益	2,823	
(2)信用事業費用	19,102	
資金調達費用	4,440	
(うち貯金利息)	(4,284)	
(うち給付補填備金繰入)	(14)	
(うち借入金利息)	(141)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,045	
その他経常費用	12,616	
(うち貸倒引当金繰入)	(1,244)	
信用事業総利益		127,105
(3)共済事業収益	74,623	
共済付加収入	69,688	
その他の収益	4,934	
(4)共済事業費用	1,722	
共済推進費	952	
その他の費用	770	
共済事業総利益		72,900
(5)購買事業収益	1,220,754	
購買品供給高	1,154,272	
修理サービス料	56,600	
その他の収益	9,882	
(6)購買事業費用	1,048,021	
購買品供給原価	1,018,009	
購買品供給費	26,364	
修理サービス費	-	
その他の費用	3,648	
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,645)	
購買事業総利益		172,732
(7)販売事業収益	348,646	
販売品販売高	210,277	
販売手数料	115,377	
その他の収益	22,991	
(8)販売事業費用	144,803	
販売品販売原価	138,219	
販売費	1,021	
その他の費用	5,561	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	
販売事業総利益		203,843
(9)その他事業収益	216,220	
(10)その他事業費用	141,597	
その他事業総利益		74,623
2 事業管理費		597,761
(1)人件費	399,815	
(2)業務費	49,818	
(3)諸税負担金	22,298	
(4)施設費	124,446	
(5)その他事業管理費	1,384	
事業利益		53,443
3 事業外収益		43,060
(1)受取雑利息	1,768	
(2)受取出資配当金	20,514	
(3)賃貸料	6,080	
(4)償却債権取立益	1,017	
(5)雑収入	13,679	
4 事業外費用		1,719
(1)寄付金	110	
(2)雑損失	1,609	
経常利益		94,784
5 特別利益		-
(1)固定資産処分益	-	
6 特別損失		884
(1)固定資産処分損	184	
(2)その他特別損失	699	
税金等調整前当期利益		93,900
法人税、住民税及び事業税	12,151	
法人税等調整額	△1,058	
法人税等合計		11,092
当期利益		82,807
当期剰余金		82,807

第76期事業年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）連結損益計算書

（単位：千円）

科 目	金 額	
1 事業総利益		686,656
(1)信用事業収益	140,725	
資金運用収益	133,679	
(うち預金利息)	(85,177)	
(うち貸出金利息)	(24,662)	
(うちその他受入利息)	(23,840)	
役務取引等収益	4,576	
その他経常収益	2,470	
(2)信用事業費用	14,939	
資金調達費用	3,811	
(うち貯金利息)	(3,771)	
(うち給付補填備金繰入)	(13)	
(うち借入金利息)	(26)	
(うちその他支払利息)	(0)	
役務取引等費用	2,027	
その他経常費用	9,101	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△3,895)	
信用事業総利益		125,786
(3)共済事業収益	72,398	
共済付加収入	68,168	
その他の収益	4,229	
(4)共済事業費用	1,232	
共済推進費	557	
その他の費用	675	
共済事業総利益		71,165
(5)購買事業収益	1,204,132	
購買品供給高	1,129,730	
購買手数料	12,727	
修理サービス料	46,251	
その他の収益	15,422	
(6)購買事業費用	1,018,995	
購買品供給原価	992,937	
購買品供給費	27,663	
修理サービス費	-	
その他の費用	△1,604	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1,643)	
購買事業総利益		185,137
(7)販売事業収益	374,163	
販売品販売高	220,798	
販売手数料	126,272	
その他の収益	27,092	
(8)販売事業費用	156,745	
販売品販売原価	150,637	
販売費	1,205	
その他の費用	4,902	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	
販売事業総利益		217,418
(9)その他事業収益	234,062	
(10)その他事業費用	146,913	
その他事業総利益		87,149
2 事業管理費		585,610
(1)人件費	402,073	
(2)業務費	47,861	
(3)諸税負担金	23,692	
(4)施設費	110,593	
(5)その他事業管理費	1,389	
事業利益		101,045
3 事業外収益		47,514
(1)受取雑利息	2,226	
(2)受取出資配当金	16,585	
(3)賃貸料	5,998	
(4)償却債権取立益	900	
(5)雑収入	21,804	
4 事業外費用		4,724
(1)雑損失	4,724	
経常利益		143,836
特別利益		14,069
(1)固定資産処分益	12,240	
(2)一般補助金	1,829	
特別損失		16,477
(1)固定資産処分損	14,366	
(2)固定資産圧縮損	1,829	
(3)その他特別損失	282	
税金等調整前当期利益		141,428
法人税、住民税及び事業税	20,447	
法人税等調整額	968	
法人税等合計		21,415
当期利益		120,012
当期剰余金		120,012

令和4年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係

る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,377千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

５ 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械の利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、購買事業収益が117,108千円、購買事業費用が117,108千円減少しております。

なお、事業利益、経常利益及び税引前当期利益への影響はありません。

Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は252,519千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 104,534千円 機械装置 141,830千円 その他の有形固定資産 6,155千円

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	33,682千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は49,036千円、危険債権額は57,917千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延してい

る貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,953千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興課を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が

0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,184千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２ 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	17,633,969	17,632,427	△1,542
貸出金	2,958,206		
貸倒引当金(※1)	△51,239		
貸倒引当金控除後	2,906,966	2,875,079	△31,886
経済事業未収金	304,995		
貸倒引当金(※2)	△13,956		
貸倒引当金控除後	291,038	291,038	-
資産計	20,831,974	20,798,545	△33,429
貯金	19,100,019	19,088,224	△11,794
負債計	19,100,019	19,088,224	△11,794

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）
貸借対照表計上額
外部出資 1, 5 7 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,633,969	-	-	-	-	-
貸出金（※1,2）	300,902	220,270	245,223	210,474	215,080	1,680,291
経済事業未収金（※3）	291,362					
合計	18,226,234					

（※1）貸出金のうち当座貸越47,309千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等85,964千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,632千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	16,705,948	1,355,006	720,503	150,610	131,932	36,018
借入金	2,486	-	-	-	-	-
設備借入金	31,800	31,800	31,800	-	-	-
合計	16,740,234	1,386,806	752,303			

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	88,935千円
退職給付費用	20,594千円
退職給付の支払額	△12,043千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△12,679千円</u>
期末における退職給付引当金	84,808千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	294,132千円
特定退職金共済制度	<u>△209,324千円</u>
退職給付引当金	84,808千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20,594千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,769千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、44,218千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	15,213千円
貸倒損失否認額	4,237千円
未収貸出金利息	3,143千円
役員退職慰労引当金	4,688千円
退職給付引当金	23,457千円
賞与引当金	6,781千円
未払費用否認額	1,125千円
特例業務負担金引当金	12,219千円
減損損失否認	2,546千円
未払事業税	794千円
その他	6,078千円
繰延税金資産小計	80,286千円
評価性引当金	△34,800千円
繰延税金資産合計 (A)	45,486千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,781千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 43,704千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	0.12%
事業分量配当金	△9.08%
受取配当金	△3.10%
法人税の特別控除	△1.79%
住民税均等割等	0.59%
評価性引当額の増減	△2.35%
その他	△0.85%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.20%

令和5年度 連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社 1社 株式会社 ドリームファーム洗馬

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、2月末日 1社であります。

4 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む。）の評価基準及び評価方法

- ・ その他有価証券（市場価格のない株式）： 移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 購買品（生産資材・燃料等）： 主に総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- ・ 購買品（農機・自動車）： 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。）

② 無形固定資産

定額法

なお、組合利用ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係

る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,477千円です。

（２）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、農協役員退職慰労金積立規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５）特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、将来の農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の負担に充てるため、当期末における特例業務負担金の見積額を計上しております。

5 収益認識関連

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 利用事業

機械の利用、育苗、予冷センター・ライスセンター・支援センターの施設を共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

8 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

9 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、修理サービス費の外注取引については、純額を修理サービス料に計上しております。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

IV 連結貸借対照表に関する注記

1 固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は254,637千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	104,534千円	機械装置	141,830千円	その他の有形固定資産	6,705千円
無形固定資産	1,568千円				

2 担保に供している資産

定期預金800,000千円を為替決済の担保に供しています。

3 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の総額

理事、監事に対する金銭債権の総額	40,590千円
理事、監事に対する金銭債務の総額	該当ありません

4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は47,698千円、危険債権額は52,665千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は100,364千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を長野県信用農業協同組合連合会へ預けています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、地域振興部門を設置し、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.34%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,003千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２ 金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格の無い株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	18,052,649	18,047,979	△4,670
貸出金	2,887,923		
貸倒引当金(※1)	△47,344		
貸倒引当金控除後	2,840,579	2,804,456	△36,123
経済事業未収金	323,357		
貸倒引当金(※2)	△12,312		
貸倒引当金控除後	311,044	311,044	-
資産計	21,204,273	21,163,479	△40,793
貯金	19,380,367	19,361,437	△18,930
負債計	19,380,367	19,361,437	△18,930

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）
貸借対照表計上額

外部出資 1, 5 7 7, 0 4 9

（４）金銭債権の決算日後の償還予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	18,052,649	-	-	-	-	-
貸出金（※1,2）	279,941	236,379	227,401	223,725	230,843	1,607,030
経済事業未収金（※3）	308,946					
合計	18,641,536					

（※1）貸出金のうち当座貸越46,373千円については「1年以内」に含めています。

（※2）貸出金のうち、三ヶ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等82,601千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※3）経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等14,411千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	（単位：千円）					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	17,215,842	1,157,842	608,407	130,934	239,485	27,856
設備借入金	32,200	32,100	300	-	-	-
合計	17,248,042	1,189,942	608,707			

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI 退職給付に関する注記

1 退職給付に関する事項

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	84,808千円
退職給付費用	20,166千円
退職給付の支払額	△8,281千円
特定退職金共済制度への拠出金	<u>△11,821千円</u>
期末における退職給付引当金	84,872千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	288,576千円
特定退職金共済制度	<u>△203,704千円</u>
退職給付引当金	84,872千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	20,166千円
----------------	----------

2 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金5,275千円を特例業務負担金引当金の取崩しより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、38,467千円となっています。

VII 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	13,777千円
貸倒損失否認額	3,988千円
未収貸出金利息	3,264千円
役員退職慰労引当金	3,323千円
退職給付引当金	23,475千円
賞与引当金	7,517千円
未払費用否認額	1,145千円
特例業務負担金引当金	10,760千円
減損損失否認	2,546千円
未払事業税	1,379千円
その他	5,600千円
繰延税金資産小計	76,779千円
評価性引当額	△32,152千円
繰延税金資産合計 (A)	44,627千円

繰延税金負債 (B)

未収預金利息	1,890千円
--------	---------

繰延税金資産の純額 (A) - (B) 42,736千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等	0.16%
事業分量配当金	△6.85%
受取配当金	△1.62%
法人税の特別控除	△2.01%
住民税均等割等	0.38%
評価性引当額の増減	△1.87%
その他	△0.71%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.14%

連結剰余金計算書

第75期事業年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	-
2 資本剰余金増加高	-
3 資本剰余金減少高	-
4 資本剰余金期末残高	-
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	3,351,921
2 利益剰余金増加高	82,807
当期剰余金	82,807
3 利益剰余金減少高	43,714
配当金	43,714
4 利益剰余金期末残高	3,391,015

第76期事業年度（令和5年3月1日から令和6年2月29日まで）連結剰余金計算書

（単位：千円）

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資本剰余金期首残高	-
2 資本剰余金増加高	-
3 資本剰余金減少高	-
4 資本剰余金期末残高	-
(利益剰余金の部)	
1 利益剰余金期首残高	3,391,015
2 利益剰余金増加高	120,012
当期剰余金	120,012
3 利益剰余金減少高	43,821
配当金	43,821
4 利益剰余金期末残高	3,467,206

連結事業年度の事業別収益等

連結子会社は、農産物の生産及び販売等の事業を営んでいますが、経常収益等の総額に占める割合が少ないため記載しておりません。

連結自己資本の充実の状況

連結の範囲に関する事項

◇	連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点 相違点はありません。				
◇	連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容 ・連結子会社数 1 社 ・主要な連結子会社 <table><tr><th>名称</th><th>主要な業務内容</th></tr><tr><td>株式会社ドリームファーム洗馬</td><td>農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成</td></tr></table>	名称	主要な業務内容	株式会社ドリームファーム洗馬	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成
名称	主要な業務内容				
株式会社ドリームファーム洗馬	農産物の生産及び販売 農作業の受委託及び農地管理 農業の経営に関する人材育成				
◇	比例連結が適用される関連法人 該当ありません				
◇	控除項目の対象となる会社 該当ありません				
◇	従属業務を営む会社であって、連結グループに属していない会社 該当ありません				
◇	連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等 該当ありません				
◇	規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 該当ありません				

連結自己資本比率の状況

令和6年2月末における連結自己資本比率は、40.60%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	洗馬農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	939百万円（前年度944百万円）

当連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	4 年 度	5 年 度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	4,291,305	4,350,180
うち、出資金及び資本剰余金の額	944,455	939,265
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,391,015	3,467,206
うち、外部流出予定額 (△)	44,164	53,869
うち、上記以外に該当するものの額	—	△2,422
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,155	658
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,155	658
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	4,293,460	4,350,838
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,472	1,853
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,472	1,853
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目		4 年度	5 年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—	—
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		1, 472	1, 853
自己資本			
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)		4, 291, 988	4, 348, 984
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		9, 518, 010	9, 555, 546
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
	うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		1, 132, 112	1, 155, 991
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		10, 650, 122	10, 711, 537
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		40. 29	40. 60

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		4年度			5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	68,348	—	—	65,211	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,529,433	—	—	1,431,473	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,640,627	3,528,125	141,125	18,059,710	3,611,942	144,477
	法人等向け	46,957	46,315	1,852	41,228	41,097	1,643
	中小企業等向け及び個人向け	15,524	5,845	233	14,177	4,652	186
	抵当権付住宅ローン	152,195	52,999	2,119	115,326	39,416	1,576
	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
	三月以上延滞等	153,368	99,487	3,979	161,224	115,208	4,608
	取立未済手形	1,471	294	11	1,333	266	10
	信用保証協会等保証付	960,849	93,863	3,754	990,028	96,803	3,872
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	127,764	127,764	5,110	127,764	127,764	5,110
	(うち出資等のエクスポージャー)	127,764	127,764	5,110	127,764	127,764	5,110
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	3,351,610	5,563,313	222,532	3,329,890	5,518,394	220,735
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,449,285	3,623,212	144,928	1,449,285	3,623,212	144,928
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	44,267	110,668	4,426	43,445	108,613	4,344
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	1,858,057	1,829,432	73,177	1,837,160	1,786,568	71,462
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちレックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—

	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	24,048,151	9,518,010	380,720	24,337,369	9,555,546	382,221
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	24,048,151	9,518,010	380,720	24,337,369	9,555,546	382,221
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		1,132,112		45,284	1,155,991		46,239
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		10,650,122		426,004	10,711,537		428,461

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある

二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項
リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 1 6)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I) 株式会社日本格付研究所(J C R) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) S&Pグローバル・レーティング フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向け エクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		4 年 度			5 年 度		
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	24,048,151	2,962,341	153,368	24,337,369	2,892,043	161,224
	国外	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		24,048,151	2,962,341	153,368	24,337,369	2,892,043	161,224
法人	農業	22,367	22,367	—	18,826	18,826	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	4,652	4,057	—	3,958	3,364	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	7,520	—	—	7,520	—	—
	金融・保険業	19,100,794	—	—	19,519,739	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	137,573	27,332	—	133,706	23,465	—
	日本国政府・地方公共団体	1,526,946	1,517,717	—	1,431,473	1,420,591	—
	上記以外	18,053	18,053	—	14,398	14,398	—
	個 人	1,404,815	1,372,812	153,368	1,449,888	1,411,397	161,224
	その他	1,825,429	—	—	1,757,858	—	—
業種別残高計		24,048,151	2,962,341	153,368	24,337,369	2,892,043	161,224
残存期間別	1年以下	17,724,044	83,416		18,114,044	54,333	
	1年超3年以下	111,038	111,038		70,899	70,899	
	3年超5年以下	74,510	74,510		150,735	150,735	
	5年超7年以下	147,584	147,584		321,323	321,323	
	7年超10年以下	574,950	574,950		310,110	310,110	
	10年超	1,833,507	1,833,507		1,881,349	1,881,349	
	期限の定めのないもの	3,582,516	137,333		3,488,907	103,292	
残存期間別残高計		24,048,151	2,962,341		24,337,369	2,892,043	

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	4 年 度					5 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,598	2,155	—	1,598	2,155	2,155	658	—	2,155	658
個別貸倒引当金	58,708	63,041	—	58,708	63,041	63,041	58,998	—	63,041	58,998

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		4 年 度						5 年 度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—
業種別計		58,708	63,041	—	58,708	63,041	—	63,041	58,998	—	63,041	58,998	—

**信用リスク削減効果勘案後の残高及び
リスク・ウェイト1250%を適用する残高**

（単位：千円）

		4 年度			5 年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リスク 削減効果勘 案後残高	リスク・ウェイト 0 %	—	1,661,582	1,661,582	—	1,552,329	1,552,329
	リスク・ウェイト 2 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4 %	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	938,635	938,635	—	968,030	968,030
	リスク・ウェイト 20%	—	17,642,099	17,642,099	—	18,074,833	18,074,833
	リスク・ウェイト 35%	—	151,426	151,426	—	112,619	112,619
	リスク・ウェイト 50%	—	56,512	56,512	—	97,498	97,498
	リスク・ウェイト 75%	—	7,794	7,794	—	3,984	3,984
	リスク・ウェイト100%	—	2,052,794	2,052,794	—	1,989,538	1,989,538
	リスク・ウェイト150%	—	43,754	43,754	—	45,804	45,804
	リスク・ウェイト250%	—	1,493,552	1,493,552	—	1,492,730	1,492,730
	その他	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
計		—	24,048,151	24,048,151	—	24,337,369	24,337,369

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 80）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	4 年度			5 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	2,200	—	—	1,560	4,069	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	16,943	—	—	13,788	46,028	—
合計	19,143	—	—	15,348	50,097	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 17）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する リスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 82）をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	4 年度		5 年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	1, 577, 049	1, 577, 049	1, 577, 049	1, 577, 049
合 計	1, 577, 049	1, 577, 049	1, 577, 049	1, 577, 049

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた手法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 84）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	8	15	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	7	4
3	スティープ化	58	66		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	29	21		
7	最大値	58	66	7	4
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,348		4,291	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの事業年度における財務諸表の適正性、および財務諸表作成にかかわる内部監査の有効性を確認しております。

令和6年5月27日

洗馬農業協同組合

代表理事組合長

北 沢 泉 

代表理事専務理事（財務担当）

寺澤 武憲 

